防衛省との協議結果（メモ）

1　日時

平成２４年６月１日（金）午後３時から午後３時３０分頃まで

2　場所

防衛省Ａ棟１３階会議室

3　出席者

（防衛省）末永調査課情報保全企画室長、[redacted]部員

（内　調）村井参事官、[redacted]

4　協議概要

（１）内調説明概要

○　内調においては、マスコミ等の批判を踏まえた追加的措置について予備的な検討を始めており、本法案から独立教唆、煽動、共謀の処罰規定を削除することも選択肢の一つになり得ると考えている。

○　内調としては、これらの処罰規定を本法案から削除すべきと考えているわけではないが、今後のプロセスにおいて、これらの処罰規定の削除が求められる状況も想定されることから、その際に対応がもたつくことがないようにあらかじめ検討を進めておきたいと考えている。

○　本件の検討に当たっては、現行の防衛秘密で独立教唆、煽動、共謀が処罰対象となっていることから、防衛省を始めとする関係省庁の意見を踏まえる必要があると考えている。ついては、可能な範囲で防衛省の感触を教えていただきたい。

（２）防衛省発言概要

○　防衛省としては、①本法案の検討作業に積極的に協力すること、②現在の保全レベルを本法案において維持すること、の２点を基本方針としている。本方針は大臣まであげて決めたものであることから、現在の防衛秘密制度にある独立教唆等の処罰規定が本法案に盛り込まれない場合には、大臣の判断を仰ぐ必要があると考えられる。

○　自分（末永室長）としては、ＭＤＡ秘密保護法等において独立教唆等の処罰規定が置かれていることを考えると、本法案にも独立教唆等を処罰する規定が必要ではないかと考える。

○　いずれにしても、関係部局等と相談の上、可能な範囲で感触を回答することとしたい。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月1日 15:24
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (52 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月1日 15:24
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (52 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月1日 15:23
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (52 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　ネハシ　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月1日 15:23
宛先: 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (52 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時:　2012年6月1日 15:23
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (52 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月1日 15:22
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (52 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月1日 15:22
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (52 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時:　2012年6月1日 15:22
宛先:
添付ファイル: 警察庁.zip (52 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail:[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月1日 15:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (52 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail:[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月1日 15:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (52 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail [redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第31回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月1日 15:21
宛先: [redacted]
添付ファイル: 三段表.jtd (288 KB) ; 持込資料リスト.jtd (25 KB) ; 読替表.jtd (185 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第31回）を6月4日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年６月４日

○　三段表
○　読替表

○三段表

法律（案）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

政令（素案）

政令第　号

特別秘密の保護に関する法律施行令

内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ及び第三号、第七条第三項、第十三条、第十四条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障」とは、次に掲げるものをいう。
一　我が国の安全保障
二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは**身体の保護について外国（本邦の域外**

（定義）
第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「役職員等」、「適性評価」又は「評価対象者」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第四項又は第七条第二項若しくは第五項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、役職員等、適性評価又は評価対象者をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）
第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は

制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項を次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分する

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、

が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

ことができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定が行われたときは、当該指定に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（特別秘密の周知）

又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（以下次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有

第九条　特別秘密管理者は、指定が行われたときは、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（指定の調整等）

第十条　法第三条第三項の規定による協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすこと

二　指定の有効期間

三　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

四　指定の時期

第十一条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定に係る」とあるのは「通知に係る指定に係る」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十二条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定に係る事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定に係る」とあるのは「通知に係る指定に係る」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十三条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定に係る事項及び延長後の有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十四条　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十五条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十八条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定に係る事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十八条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十六条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十七条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定に係る事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたときは、直ちに、当該指定に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十八条　行政機関の長は、共有秘密について

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は

て指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該通知に係る事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措置）

第十九条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知を行った行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十条　行政機関の長は、他の行政機関の

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の

他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

第二十一条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密

の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十二条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、特別秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十三条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、「指定が行われた」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けた」と、「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、第八条中「指定に係る事項」とあるのは「特別秘密」と、「化体する物件（第四条の標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条の標記又は第八条の表示が付されたものを除く。）に、**第四条」とそれぞれ読み替えるものとする**

の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の規定による評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の規定による評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の規定による評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　他の行政機関の職員をもって充てられることとされている当該行政機関の職員（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十四条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（法第六条第二項第三号の政令で定める措置）

第二十五条　法第六条第二項第三号の政令で定める措置は、同号に規定する事務に従事する行政機関の職員について、法第七条第二項各号に掲げる事項に関する事実のうち特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定のものが存在しないことを確認する措置（以下この条及び第二十七条において「確認措置」という。）とする。

2　行政機関の長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が同項の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第四項の規定により質問させることがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。

3　前項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

4　行政機関の長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に質問させることができる。

5　前項の規定による質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第二十六条　前条の規定は、法第六条第三項において同条第一項及び第二項（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第二項及び第四項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二十七条　法第十一条及び法第十二条第一項の規定は、第二十五条第一項に定める確認措置について準用する。この場合において、法第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、法第十二条中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員に確認措置を講じることができなかったこと（行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったことを含む。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の規定による評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の規定による調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十八条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（告知及び同意の取得の方法）

第二十九条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うもの

し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の規定による調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

（質問の方法）

第三十条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

する。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十一条　前三条の規定は、法第九条及び法第十条において法第七条及び法第八条の

の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方

規定を準用する場合について準用する。

公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十三条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、共有事項に係る指定の解除の調整の手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（職員の範囲の指定）

第三十二条　特別秘密の取扱いに従事する行政機関又は都道府県警察の職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条、第九条、第十四条、第十七条、第二十二条及び前条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定める。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

第六章　罰則　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十四条から第二十七条までの規定は、法第六条の規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の表示が付されるまでの間は、同条の表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び

一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。 特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。	別表（第四条関係） 二・五センチメートル 五センチメートル 特　別　秘　密 備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。
	別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル 五センチメートル 防　衛　秘　密 備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

○共有事項に係る通知を受けた特定行政機関における措置

行政機関（読替え前）	通知を受けた特定行政機関（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十一条　（略） ２　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定に係る」とあるのは「通知に係る指定に係る」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　特定行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該通知に係る指定に係る事項及びその有効期間を当該事項に係る当該特定行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

○警察共有事項に係る通知を受けた都道府県警察における措置

行政機関（読替え前）	通知を受けた都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十二条　（略） ２　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定に係る」とあるのは「通知に係る指定に係る」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　警察本部長は、法第三条第五項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該通知に係る指定に係る事項及びその有効期間を当該事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

○特別秘密の提供を受けた行政機関等における措置

行政機関（読替え前）	提供を受けた行政機関等（読替え後）
（特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、指定が行われたときは、当該指定に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、指定が行われたときは、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。	（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置） 第二十三条　（略） ２　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、「指定が行われた」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けた」と、「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、第八条中「指定に係る事項」とあるのは「特別秘密」と、「化体する物件（第四条の標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条の標記又は第八条の表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は当該特別秘密を化体する物件（第四条の標記又は第八条の表示が付されたものを除く。）に、第四条の規定の例により、特別秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

○法第六条第二項第三号の政令で定める措置

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
（法第六条第二項第三号の政令で定める措置） 第二十五条　法第六条第二項第三号の政令で定める措置は、同号に規定する事務に従事する行政機関の職員について、法第七条第二項各号に掲げる事項に関する事実のうち特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定のものが存在しないことを確認する措置（以下この条及び第二十七条において「確認措置」という。）とする。 ２　行政機関の長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が同項の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第四項の規定により質問させることがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。 ３　前項の告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。 ４　行政機関の長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に質問させることができる。 ５　前項の規定による質問は、質問票を用い、及び必要に応じて口頭により行うものとする。	第二十六条　前条の規定は、法第六条第三項において同条第一項及び第二項（第二号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第二項及び第四項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第二十五条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （法第六条第二項第三号の政令で定める措置） 第二十五条　法第六条第二項第三号の政令で定める措置は、同号に規定する事務に従事する都道府県警察の職員について、法第七条第二項各号に掲げる事項に関する事実のうち特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定のものが存在しないことを確認する措置（以下この条及び第二十七条において「確認措置」という。）とする。 ２　警察本部長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、警察本部長が同項の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第四項の規定により質問させることがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。 ３　前項の告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。 ４　警察本部長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に質問させることができる。 ５　前項の規定による質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

第二十七条　法第十一条及び法第十二条第一項の規定は、第二十五条第一項に定める確認措置について準用する。この場合において、法第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、法第十二条中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員に確認措置を講じることができなかったこと（行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったことを含む。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下法第十一条及び法第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

（略）

【え部分）】

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員に確認措置を講じることができなかったこと（行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったことを含む。）を理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

経済産業省との協議結果（メモ）

1　日時・場所

平成24年６月６日午後４時頃から午後５時頃まで
経済産業省本館７階第１会議室

2　出席者

（経産省）経済産業政策局知的財産政策室　石塚室長
根橋企画第１係長

（内　調）村井参事官、[redacted]

3　結果要旨

事前に質問事項を記載したペーパー（別紙）を送付していたところ、要旨以下のとおり回答を得た。

(1)　質問１について

○　概ね、「詐欺等行為」＋「管理侵害行為」＝「不正取得行為」という関係にある。

○　不正取得行為とは民法上の不法行為に該当する行為である旨解釈されており、理論上は「詐欺等行為」＋「管理侵害行為」＜「不正取得行為」という関係になると思われる。ただし、「詐欺等行為」にも「管理侵害行為」にも該当しない「不正取得行為」の具体例は、従業員による領得行為くらいしか思い当たらない。

(2)　質問２について

○　「管理侵害行為」はオープンエンドな概念であり、営業秘密の取得という結果に結びつく行為のうち、秘密の管理状況等の具体的事情を踏まえ管理を侵害すると認められるもの（＝被害者が許容し難いもの）が「管理侵害行為」に該当すると解釈している。本法制とは異なり、不競法21条１項１号は目的犯かつ未遂不処罰であるため、このような解釈であっても処罰範囲が不明確であるとまではいえないと考える。

○　「管理侵害行為」は、営業秘密の取得という結果に直接結びつく行為であり、施設への侵入を伴う場合であっても、侵入行為以外に取得結果に直接結びつく行為が認められるときには、当該行為が「その他」として「管理侵害行為」に該当することになる。この点、「不正アクセス行為」は、電子計算機を利用し得る状態にさせる行為であるため、同行為自体が取得結果に直接結びつくことは多くないと思われる。

○　以上の解釈を前提とすると、お尋ねの各行為は、机上に置かれた書類等を無断で見る行為については「管理侵害行為」に該当するとは必ずしも断定し難いが、それ以外についてはいずれも「その他」として管理侵害行為に該当

する。

(3) 質問３について

○ 上記(2)記載のとおり「管理侵害行為」はオープンエンドな概念であり、２に列挙した行為以外にも「管理侵害行為」に該当するものはあり得る。

(4) 質問４について

○ 上記(2)記載のとおり。お尋ねの例は「その他」に該当する。

(5) 質問５について

○ 「詐欺等行為」は間接正犯類型を、「管理侵害行為」は直接正犯類型をそれぞれ捉えたものであると解釈している。したがって、人的管理を害する行為であっても「管理侵害行為」に該当するものがあり、お尋ねの例は「管理侵害行為」による取得といえる。

(6) 質問６について

○ 「管理侵害行為」は、刑事罰が科される行為には限定されないが、上記(1)記載のとおり、民法上の不法行為にも該当しない行為は含まれないと考える。

(7) その他

○ 「詐欺等行為」の対象である「人」とは、営業秘密を直接管理する者には限定されず、例えば管理には従事していないものの営業秘密を提供し得る立場にある者も含まれる。

○ 改正経緯から分かるとおり、不競法は営業秘密の使用・開示行為の処罰を念頭に置いており、21条１項１号の取得罪は、使用・開示行為の予備ともいうべき行為を処罰しようとするものである。したがって、使用・開示行為の予備の未遂ともいうべき取得罪の未遂を不競法で処罰の対象とするのは困難であると思われる。

○ 実務上、不競法違反事件の立件に当たっては、図利加害目的の立証に苦労することが多いようである。

以 上

別紙

不正競争防止法第21条第１項第１号に関する質問事項

1　「詐欺等行為」及び「管理侵害行為」と「不正取得行為」（第２条第１項第４号）の異同

2　以下の各行為が「管理侵害行為」に該当するか。該当する場合、「財物の窃取」「施設への侵入」「不正アクセス行為」「その他」のいずれに該当するか。

○　施錠された保管庫を無断で開ける行為（本法案修正第16条第１項第２号「権限ある者の同意なく錠をはずす行為」）
○　暗号通信の傍受（同「暗号を用いた通信の内容を権限ある者の同意なく復元する行為」）
○　盗聴器・盗撮器の設置（同「映像若しくは音声を送信する機能若しくは録画若しくは録音の機能を有する機器を権限ある者の同意なく設置する行為」）
○　標的型メール攻撃（同「刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第二項に規定する行為」）
○　スタンドアローンＰＣへの無断ログイン
○　漏えい電磁波の傍受
○　望遠鏡等による覗き見
○　壁越しの盗聴
○　無施錠の保管庫を無断で開ける行為
○　机上に置かれた書類等を無断で見る行為

3　２に列挙した行為以外に「管理侵害行為」に該当するものの有無及びその内容

4　「施設への侵入」と「その他」の区別（例えば施設に侵入した上で盗聴器を設置して秘密を盗聴する場合など、侵入が取得の直接的手段ではない場合も「施設への侵入」による取得といえるのか。）

5　人的管理を害する行為（欺罔・暴行・脅迫）はすべて「詐欺等行為」なのか、それとも「管理侵害行為」に該当するものもあるのか（例えば欺罔により保管庫の鍵を入手した上で保管庫を開錠して秘密を記憶する場合など、欺罔等が取得の直接的手段ではない場合も「詐欺等行為」による取得といえるのか。）。

6　「管理侵害行為」には違法ではない行為も含まれるのか。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月8日 17:18
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (97 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月8日 17:17
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (97 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:17
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (97 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail:[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:17
宛先: 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (97 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時:　2012年6月8日 17:17
宛先:　[redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (97 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:16
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (97 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:16
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (97 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月8日 17:16
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (97 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:16
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (97 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月8日 17:15
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (97 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第32回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月8日 17:15

宛先: [redacted]

添付ファイル: 三段表.jtd (305 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (66 KB)；読替表（政令素案）.jtd (186 KB)；読替表（法律案）.jtd (151 KB)；附則3条修正（複数シートあり）.jtd (96 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第32回）を6月11日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年６月１１日

○　条文案
○　読替表（法律案）
○　三段表
○　読替表（政令素案）
○　附則第３条の修正について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各

号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日

から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の評価に類する措置として政

令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う

個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について複数回当該通知をした場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過して

いない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適

性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たっ

て取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（適性評価に類する措置への準用）

第十三条　前二条の規定は、政令で定めるところにより、第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）の措置について準用する。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

２　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、

防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様

、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　行政機関の職員　当該行政機関の長がその者について第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をしない場合（当該通知をした日から三月を経過した日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をしない場合を除く。）。 2　前項の当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合　次に掲げる場合 一　（略） 二　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合 三　（略） 3・4　（略）	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 3　（略） 4　**【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　都道府県警察の職員　当該警察本部長がその者について第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該都道府県警察の職員に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をしない場合（当該通知をした日から三月を経過した日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をしない場合を除く。）。 2　前項の当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合　次に掲げる場合 一　（略） 二　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が次条第一項の評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合において これを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について複数回当該通知をした場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から五年を経過した者であって、当該通知をした日から四年六月を経過しないもの

三　特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定め

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合において これを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について複数回当該通知をした場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から五年を経過した者であって、当該通知をした日から四年六月を経過しないもの

三　特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める

二　る事項について調査を実施する旨
行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
5　行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認められない旨を通知しなければならない。
7　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、適性評価の実施に同意しなかったとき、適性を有すると認められない旨を通知するとき、その他当該評価対象者が適性を有しないと認めた理由を通知することにより当該評価対象者の理解と協力を得ることが困難となるおそれがあるときは、その理由の通知をしないものとする。
8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったとき、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなす。
第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）について、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めるものとする。
一　調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。
2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に通知するものとする。

二　事項について調査を実施する旨
警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
5　警察本部長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認められない旨を通知しなければならない。
7　前項の規定にかかわらず、警察本部長は、適性評価の実施に同意しなかったとき、適性を有すると認められない旨を通知するとき、その他当該評価対象者が適性を有しないと認めた理由を通知することにより当該評価対象者の理解と協力を得ることが困難となるおそれがあるときは、その理由の通知をしないものとする。
8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったとき、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなす。
第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）について、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に
一　調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。
2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から四年六月を経過した者（その者について次号において同じ。）であって、直近のもの

三　特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定め

契約業者（読替え後）

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした場合にあっては、直近のもの

三　特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定め

二　る事項について調査を実施する旨
質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
5　6　7　8　第
前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実施に同意しなかったときその他適性評価を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者がこれを通知しないことを希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
第八条　行政機関の長は、第一項の同意をしない者（第三号に掲げる者については、同項の規定により適性評価を実施中の評価対象者（前条第一号に掲げる者であつて、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情があるときは、適性を有すると仮に認めたときは、一　当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当することが認められること。
イ　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
ロ　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についての調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことの疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。
ハ　前項の規定により適性を有すると仮に認めたとき
二　その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。
2

二　る事項について調査を実施する旨
質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
5　6　7　8　第
前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実施に同意しなかったときその他適性評価を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者がこれを通知しないことを希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
第八条　行政機関の長は、第一項の同意をしない者（第三号に掲げる者については、同項の規定により適性評価を実施中の評価対象者（前条第一号に掲げる者であつて、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情があるときは、適性を有すると仮に認めたときは、一　当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当することが認められること。
イ　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。
ロ　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についての調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことの疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。
ハ　前項の規定により適性を有すると仮に認めたとき
二　その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。
2

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 内閣は、特別秘密の保護に関する法律施行令（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ及び第三号、第七条第三項、第十二条から第十五条まで並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）
第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
2　この法律において「我が国の安全保障」とは、次に掲げるものをいう。
一　我が国の安全保障
二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）
第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）
第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は

制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項

、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分する

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、

が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

ことができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（特別秘密の周知）

又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項

に係る有効期間が満了したときは、その旨を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたと

（防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指

きは、直ちに、当該指定を解除された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措

直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

置）

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が次条第一項の評価に類する措置として政令で定めるものを講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（法第六条第二項第三号の政令で定める措置）

第二十六条　法第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、法第七条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関する事実のうち特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定のものが存在しないことを質問により確認する措置（次条及び第二十八条において「確認措置」という。）とする。

第二十七条　行政機関の長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前条の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第三項の規定により質問をさせるこ

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

とがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。

2　前項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

3　行政機関の長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に前条の質問をさせることができる。

4　前条の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

5　前各項の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定により警察本部長がその職員について確認措置を講じる場合について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第二十八条　法第十一条及び法第十二条第一項の規定は、第二十六条に定める確認措置について準用する。この場合において、法第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、法第十二条中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第二十六条の質問により同条の特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について複数回当該通知をした場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第

三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合におい

（質問の方法）

第二十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

て、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第二十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（適性評価に類する措置への準用）

第十三条　前二条の規定は、政令で定めるところにより、第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）の措

置について準用する。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則　（略）

（※）　各条一条ずつ後ろに条ずれ

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して

＜

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項

十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方

針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　号）第三条第一項に規定する特別秘密（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

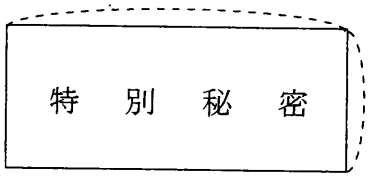
二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

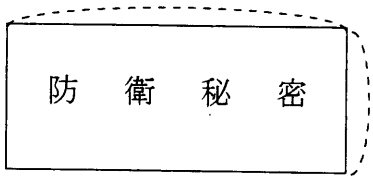
別表（第四条関係）
二・五センチメートル



備考
一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

（※）
政令第　　号
特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。

別表第十一（第百十三条の二関係）
二・五センチメートル



備考
一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

読替表（政令素案）

○共有事項に係る通知を受けた特定行政機関における措置

行政機関（読替え前）	通知を受けた特定行政機関（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十二条　（略） ２　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　特定行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該特定行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

○警察共有事項に係る通知を受けた都道府県警察における措置

行政機関（読替え前）	通知を受けた都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十三条　（略） ２　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　警察本部長は、法第三条第五項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

○特別秘密の提供を受けた行政機関等における措置

行政機関（読替え前）	提供を受けた行政機関等（読替え後）
（特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。	（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置） 第二十四条　（略） ２　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は当該特別秘密を化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

○法第六条第二項第三号の政令で定める措置

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
第二十七条　行政機関の長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が前条の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第三項の規定により質問をさせることがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。 2　前項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。 3　行政機関の長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に前条の質問をさせることができる。 4　前条の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。 5　（略）	第二十七条　（略） 2～4　（略） 5　前各項の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定により警察本部長がその職員について確認措置を講じる場合について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。 **【以下第二十七条第一項から第四項までの準用部分（傍線部分が読替え部分）】** 第二十七条　警察本部長は、その職員について確認措置を講じようとするときは、あらかじめ、警察本部長が前条の規定により特定の事実が存在しないことを確認する旨及び第三項の規定により質問をさせることがある旨を当該職員に告知した上で、その者の同意を得なければならない。 2　前項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。 3　警察本部長は、確認措置を講ずるため必要な範囲内において、その職員に確認措置の対象となる者に前条の質問をさせることができる。 4　前条の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。 5　（略）

第二十八条　法第十一条及び法第十二条第一項の規定は、第二十六条に定める確認措置について準用する。この場合において、法第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、法第十二条中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第二十六条の質問により同条の特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下法第十一条及び法第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第二十六条の質問により同条の特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

附則第３条の修正について

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後に当該防衛秘密を漏らした場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第１６条第１項）に該当し、同項の漏えい罪が成立することになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなり、その上で本法施行後に当該防衛秘密を漏らした場合、附則第３条の規定によっても当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当しないと解されるため、同項の漏えい罪は成立せず、行政機関の職員についてのみ国家公務員法違反等が成立するにとどまると解される。そこで、このような場合に同項の漏えい罪が成立するようにするための条文上の手当てが必要となる。

○　附則第三条修正案その一

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　前条の規定による改正前の自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者が施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても」とあるのは「附則第二条の規定による改正前の自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者がその業務により知得した防衛秘密（防衛秘密を取り扱うことを業務としていた間に知得したものであって、附則第三条第一項の規定により特別秘密として指定した事項とみなされたものに限る。）を漏らしたときも」とする。

○　附則第三条修正案その二

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　前条の規定による改正前の自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者が施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合における第十六条第二項の規定の適用については、同項中「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても」とあるのは「附則第二条の規定による改正前の自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密（附則第三条第一項の規定により特別秘密として指定した事項とみなされることとなるものに限る。）を防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後において漏らしたときも」とする。

○　附則第三条修正案その三

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　前条の規定による改正前の自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者は、第十六条第一項の規定の適用については、特別秘密を取り扱うことを業務としていた者とみなす。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:05
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (99 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:05
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (99 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:04
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (99 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月15日 15:04
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (98 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月15日 15:04
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (99 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月15日 15:04
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (98 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月15日 15:03
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (98 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:03
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (99 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail:[redacted]
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:03
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (98 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL:03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail:[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月15日 15:03
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (99 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第33回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月15日 15:02
宛先: [redacted]
添付ファイル: 三段表.jtd (293 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (61 KB)；第17条修正案（別シートあり）.jtd (105 KB)；読替表（政令素案）.jtd (157 KB)；読替表（法律案）.jtd (181 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第33回）を6月18日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年６月１８日

○　条文案
○　読替表（法律案）
○　三段表
○　読替表（政令素案）
○　第17条（特定取得罪）の修正について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各

号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日

から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で確認措置（次

条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等

（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの

についての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前

号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中

「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。 2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該都道府県警察の職員　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。 2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　（略）

3・4　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号

号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

契約業者（読替え後）

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一

項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

確認措置（読替え後）

（確認措置への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 内閣は、特別秘密の保護に関する法律施行令（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）

第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）

第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は

制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項を、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分する

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、

が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

ことができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（特別秘密の周知）

又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とある

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

のは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項に係る有効期間が満了したときは、その旨

を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたときは、直ちに、当該指定を解除された事項

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する

を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措置）

書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機

取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）

関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法等）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

2　行政機関の長は、その職員に法第六条第二項第三号の質問をさせることができる。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。この場合において、前条第二項中「行政機関の長」とあるのは

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

「警察本部長」と読み替えるものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求め（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

ることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる

（適性評価に係る質問の方法）

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定め

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（政令への委任）
第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則　（略）

（※）　各条一条ずつ後ろに条ずれ

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）
第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。
目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

る。

附　則

（施行期日）
第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）
第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

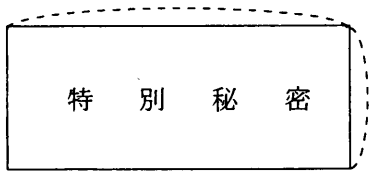
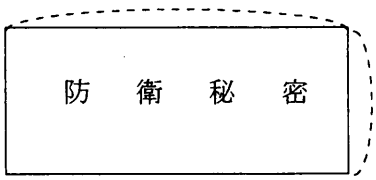
第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関す

（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。	別表（第四条関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	る事務のうち特別秘密の保護に関するもの 五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）
	別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	

、特別秘密の保護に関する法律の施行期日は平成二十五年　月　日とする。

読替表（政令素案）

○共有事項に係る通知を受けた特定行政機関における措置（第十二条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた特定行政機関（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十二条　（略） ２　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　特定行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該特定行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

○警察共有事項に係る通知を受けた都道府県警察における措置（第十三条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	第十三条　（略） 2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　警察本部長は、法第三条第五項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

○特別秘密の提供を受けた行政機関等における措置（第二十四条第二項関係）

行政機関（読替え前）	提供を受けた行政機関等（読替え後）
（特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。	（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置） 第二十四条　（略） ２　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は当該特別秘密を化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

○確認措置の実施に関する規定の準用（第二十八条関係）

行政機関の職員に係る確認措置（読替え前）	都道府県警察の職員に係る確認措置（読替え後）
（確認措置に係る同意の取得の方法） 第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。 （確認措置に係る質問の方法等） 第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。 2　行政機関の長は、その職員に法第六条第二項第三号の質問をさせることができる。	（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用） 第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。この場合において、前条第二項中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。 **【以下第二十六条及び第二十七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （確認措置に係る同意の取得の方法） 第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。 （確認措置に係る質問の方法等） 第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。 2　警察本部長は、その職員に法第六条第二項第三号の質問をさせることができる。

12/06/15内調内検討済み

第17条（特定取得罪）の修正について

1　原案では、特別秘密の特定取得罪の実行行為として、営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）と同様、詐欺等行為及び管理侵害行為を規定している。

ところで、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、営業秘密に係る管理侵害行為には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

①　望遠鏡等による覗き見
②　壁越しの盗聴
③　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
④　暗号化されていない通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、①～④のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、①～④のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、第17条において特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

2　なお、このように第17条において管理侵害行為を限定的に規定することに対しては、営業秘密に比べて特別秘密の保護を後退させるものとの批判も考えられるが、特別秘密の管理の厳格性に着目して処罰の必要性に乏しい行為を除外することは必ずしも保護の後退に当たらない上、本法は不正競争防止法とは異なり特定取得罪の未遂をも処罰することとしており、そのような批判は当たらないと考えられる。

○　第十七条修正案

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの

イ　財物の窃取

ロ　施設への侵入

ハ　特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（以下「保有者」という。）の同意なく錠をはずす行為

ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なくその施設内に設置する行為

ホ　建築物又は建築物の区画された部分にレーザー光を照射し、反射したレーザー光を分析することにより、当該建築物又は当該部分の内部の音声に係る情報を取得する行為

へ　暗号を用いた通信の内容を保有者の同意なく復元する行為

ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機による実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○ 新旧対象表

修正案	原案
第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為 二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの イ　財物の窃取 ロ　施設への侵入 ハ　特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（以下「保有者」という。）の同意なく錠をはずす行為 ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なくその施設内に設置する行為 ホ　建築物又は建築物の区画された部分にレーザー光を照射し、反射したレーザー光を分析することにより、当該建築物又は当該部分の内部の音声に係る情報を取得する行為 ヘ　暗号を用いた通信の内容を保有者の同意なく復元する行為 ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為 ２　前項の罪の未遂は、罰する。 ３　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。	第十七条　人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。 ２　前項の罪の未遂は、罰する。 ３　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

内調からの回答に対する再質問について

[redacted]

送信日時: 2012年6月18日 19:05
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 120618質問提出.jtd (22 KB)

内　調
[redacted] 様

お世話になっております。
警察庁の[redacted]です。

標記について、間隔が空いてしまい大変恐縮ですが、添付のとおり提出致します。
よろしくお願い致します。

[redacted] 拝

内閣情報調査室担当官　殿

事　務　連　絡
平成24年６月18日
警　　察　　庁

「警察庁からの意見等（平成24年５月２日付け）に対する回答」について、下記のとおり再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

１　**第５条関係（現条文素案第３条関係）**

回答中「･･･要件について、（中略）機関相互の関係如何にかかわらず一律に規定しており、手続についても（中略）一律に規定する予定である」とあるが、貴室においては、本法において、指揮監督権の有無という観点から、要件及び手続について書き分けて明確化する必要はないと整理しているとの理解でよろしいか。

質問に対する回答

内調職員061（内閣情報調査室）
送信日時: 2012年6月19日 14:00
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (18 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

以前いただきました法制に関する質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail:[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年６月19日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年６月18日付け）に対する回答

標記について、貴省からの６月18日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第５条関係（現条文素案第３条関係）

回答中「･･･要件について、（中略）機関相互の関係如何にかかわらず一律に規定しており、手続についても（中略）一律に規定する予定である」とあるが、貴室においては、本法において、指揮監督権の有無という観点から、要件及び手続について書き分けて明確化する必要はないと整理しているとの理解でよろしいか。

【回答】

第５条第１項の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続については、当該行政機関間における指揮監督関係の有無に応じて書き分ける必要はないと考える。

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年６月19日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年5月21日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月21日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　**第５条関係**

貴室からの回答によれば、行政機関の長は、別表各号に掲げる複数の事項に該当する特別秘密について、当該事項のうち当該特別秘密の指定に係るもの以外のものに関連する職務に従事する他の行政機関の職員に、当該特別秘密の取扱いの業務を行わせることができると解してよろしいか。

【回答】

貴見のとおりである。

警察庁　担当者　殿

事　務　連　絡
平成24年６月19日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年5月21日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月21日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

１　第５条関係（現条文素案第３条関係）

貴室からの回答中「本法案第３条第３項の協議についても、同法第12条第１項の「協議」と同様（中略）上記単位の行政機関の間の協議として整理しているところである。」とあるが、情報公開法等の協議の対象である移送に関する規定については、いずれの機関が開示決定等をすることが適当かといった手続的事項であり、この点、要件充足性といった事項とは性質を異にしているものである。すなわち、情報公開法等と本法において、ともに文言上「協議」と規定されていることのみをもって、同様の法的整理を行ったとは言い難いと思われるが、この点についての貴室の見解如何。

【回答】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第12条第１項の「協議」は、「他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由がある」（同項）か否かという移送の要件充足性を対象としている。また、法令上「協議」とは「協議をする者がお互いに自己の主張するところについて相手からの納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換」（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」150頁）することをいうところ、情報公開法第12条第１項の「協議」も本法案第３条第３項の「協議」もこのような意見の交換を行う点で異なるところはないと考えられる。

２　逐条解説第３章第６条（特別秘密の取扱者等）関係

(1)　再意見

当庁意見のとおりとされたい。

(2)　理由

貴室の例示した方法に拠った場合に「迅速な捜査への著しい支障」を生じさせる具体的な状況とは、例えば、遠隔地において捜索を行っている際、現場において差し押さえるべき物たる関係資料の一部に特別秘密の指定をされているものが含まれていることが判明したケースなど、急遽特別秘密を差し押さえる

必要が生じた場合が考えられる。この場合、現場で捜索に従事している、対象職員たる捜査員の手元には調査票がないことが通常であると考えられ、警察本部等から当該捜索の場所まで調査票を送らなければならないが、調査票が到着してから対象職員に調査票を記載させ、更に記載させた調査票を再び警察本部等に返送した上で当該調査票の記載内容に特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情又はこれとなり得る特定の事情の有無を判断することとなれば、迅速な捜査への著しい支障が生じることは明らかである。

この点、このような場合に捜査幹部等が対象職員から調査票記載事項を聴取等した上で代筆し、それを基に特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき特定の事情が又はこれとなり得る特定の事情の有無を判断する例外措置を設ければ、前述の方法と比較して捜索現場と警察本部等の間で調査票のやり取りを行う労力及び時間を効率化することができ、「迅速な捜査への著しい支障」の改善に資すると考えられる。

なお、FAXやメール等で調査票を送受信することについては、

- 必ずしも捜索現場がFAXやメール等を送受信できる環境にあるとはいえないこと
- 機微な個人情報を記載させる調査票をFAXやメール等で取り扱えば、誤送信や残存データの漏えい等により、捜査員のプライバシーが侵害されるおそれが大きいこと

等により、妥当でない。

【回答】

平成24年６月１日に口頭にて回答したとおり、原案どおりとさせていただきたい。

【理由】

確認措置は、その実施に当たりプライバシーに深く関わる個人情報を取得することから、当該情報の保護を図るため対象となる者の同意を得た上で行うことが必須であるところ、同意の意思が真正なものか疑義が生じる余地がない的確な方法により同意を取得する必要がある。そのためには、対象となる者にいかなる事実の存否について回答する必要があるのかを質問票により具体的かつ網羅的に提示し、確実に理解させた上で、同意する旨を書面に自筆させることが適当であり、御指摘のような電話等での聴取及び代筆による方法では的確に確認措置を処理することはできないと考えられる（先日送付した政令素案の中でもこれらの措置の実施手続に関する規定の箇所においてその旨を規定している。）。

なお、御指摘の「迅速な捜査に著しい支障」を及ぼすような事態は、

- 現場が行政機関であれば、刑事訴訟法第103条の規定により当該行政機関は特別秘密の提出を拒否することができるため、捜査機関と当該行政機関の間で所要の協議がなされることが考えられることから、直ちに特別秘密に係る文書等を差し押さえることとはならないと考えられること。

・　現場が民間事業者であれば、文書等が真に特別秘密に係るものなのかは現場では判断できないため、いったん当該文書等を差し押さえた上で業務を委託した行政機関等に照会し、確認することとなるが、それまでの間は特別秘密の取扱いには当たらないと整理すべきと考えられること。から、具体的に想定することができないと考えている。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:53

宛先: [redacted]

添付ファイル: 三段表.jtd (307 KB)；持込資料リスト.jtd (25 KB)；条文案.jtd (62 KB)；逐条解説案.jtd (362 KB)；読替表（政令素案）.jtd (130 KB)；読替表（法律案）.jtd (181 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (159 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (159 KB)

法務省　刑事局公安課　櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:52
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (159 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:52
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (159 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

[redacted] 2012/06/22

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:52
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (159 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:51
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (159 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:51
宛先: 高岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (159 KB)

内閣官房副長官室（内政） 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:51
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (159 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]
E-Mai[redacted]

[redacted] 2012/06/22

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:51
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (159 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第34回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月22日 15:50
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (159 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第34回）を6月25日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]）
E-Mail [redacted]

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各

号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日

から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員につ

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該

業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるも

の

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対

し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの

イ　財物の窃取

ロ　施設への侵入

ハ　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（以下「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

ホ　施設又は施設の区画された部分に係る壁、窓等の振動を分析することにより、当該施設又は当該部分の内部の音声に係る情報を取得する行為

ヘ　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供

する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ず

つ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。 2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該都道府県警察の職員　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。 2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略） 三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合 四　（略） 3・4　（略）	三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）	（都道府県警察の職員に係る適性評価） 第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号

号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）	（契約業者の役職員等に係る適性評価） 第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」それぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項 二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項 三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一

項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。 一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。 二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。 2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。	項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。 一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。 二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。 2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）	確認措置（読替え後）
（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。 2　（略）	（確認措置への準用） 第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 　特別秘密の保護に関する法律施行令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）

第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）

第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は

制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項

、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分する

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、

が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

ことができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（特別秘密の周知）

又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

（防衛秘密の周知）

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とある

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

のは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項に係る有効期間が満了したときは、その旨

を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　特別秘密管理者は、指定が解除されたときは、直ちに、当該指定を解除された事項

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する

を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措置）

書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の

取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機

取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）

関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。第十三条において同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。

政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、第十条において準用する次条の規定により適性を有すると認められた役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下この項及び第十条において同じ。）又は第十条において準用する第八条の規定により適性を有すると仮に認められた役職員等が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適

性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第三号に掲げるものを除く。）

六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調

（法第七条第三項の政令で定める事項）
第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　学歴及び職歴に関する事項
二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）
第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

（適性評価に係る質問の方法）

査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施に同意しなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれに

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

も該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、前号の事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外

の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施に同意しなかったこと又は第六条第二項第三号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定める。

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの

イ　財物の窃取

ロ　施設への侵入

ハ　施設又は設備を損壊し、又は特別秘

密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（以下「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

ホ　施設又は施設の区画された部分に係る壁、窓等の振動を分析することにより、当該施設又は当該部分の内部の音声に係る情報を取得する行為

ヘ　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）から施行する。ただし、第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

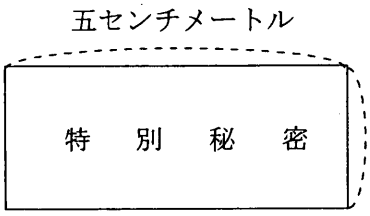
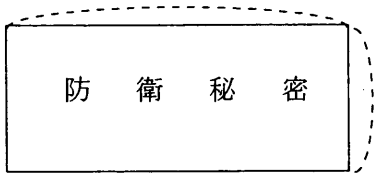
第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関す

		る事務のうち特別秘密の保護に関するもの 五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）
（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。	別表（第四条関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	
	別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	

、特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。

読替表（政令素案）

○共有事項に係る通知を受けた特定行政機関における措置（第十二条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた特定行政機関（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	
	第十二条　（略） ２　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　特定行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該特定行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

○警察共有事項に係る通知を受けた都道府県警察における措置（第十三条第二項関係）

行政機関（読替え前）	通知を受けた都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。	
	第十三条　（略） ２　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の指定に伴う措置） 第七条　警察本部長は、法第三条第五項の規定による通知を受けたときは、当該通知に関する記録を作成するとともに、当該指定をされた事項及びその有効期間を当該事項に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

○特別秘密の提供を受けた行政機関等における措置（第二十四条第二項関係）

行政機関（読替え前）	提供を受けた行政機関等（読替え後）
（特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。	（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置） 第二十四条　（略） ２　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第八条及び第九条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の表示） 第八条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件又は当該特別秘密を化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。 （特別秘密の周知） 第九条　特別秘密管理者は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該特別秘密の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

12/06/22内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/06/22内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的）---- 01
　第２条（定義）---- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定）---- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除）---- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）---- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等）---- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価）---- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）---- 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）---- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）---- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止）---- 43
　第13条（確認措置への準用）---- 46

第５章　雑則
　第14条（その他の保護措置）---- 47
　第15条（政令への委任）---- 48

第６章　罰則
　第16条（特別秘密の漏えい罪）---- 49
　第17条（特別秘密の取得罪）---- 54
　第18条（共謀・教唆・煽動）---- 61
　第19条（自首減免）---- 64
　第20条（国外犯処罰）---- 65

附則
　第１条（施行期日）---- 66
　第２条（自衛隊法の一部改正）---- 67
　第３条（防衛秘密に関する経過措置）---- 68
　第４条（罰則に関する経過措置）---- 69

第５条（政令への委任） ---------- 70
第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 71
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 72

別表（第３条関係）
別表 ---------- 74
第１号（防衛に関する事項） ---------- 75
第２号（外交に関する事項） ---------- 84
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 88

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の多様化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように多様化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられる。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

- 特別秘密の指定（第３条）
- 特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
- 特別秘密の漏えい等に係る罰則（第15条から第19条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関ごとにその取り扱う事項につき指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第13条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知(第５項)

都道府県警察は、特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有すること

が想定されるところ、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではなく、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項については、当該都道府県警察における取扱状況を踏まえ、警察庁長官が指定を行い、又は指定を行おうとする他の行政機関の長からの協議に応じることになる。この場合における指定の効果が当該都道府県警察にも及ぶようにするため、本項は、警察庁長官に対し、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第14条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第13条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を４つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第７条第２項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営し、並びに内心の告白を強制することがないことを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第１項及びこの項（第４号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが当該行政機関において特別秘密を取り扱う場合である（第４号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えることができるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員であるときその他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定により別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号及び第４号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱う旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならないことから、契約業者においても特別秘密の取扱者は適性を有すると認められた者又は適性を有すると仮に認められた者である必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者
・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 信用状態その他の経済的な状況に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。

・　精神疾患に関すること。
・　飲酒についての節度に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第２号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払

って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第５号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　精神疾患に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

キ　飲酒についての節度に関する事項（第７号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、

評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないことから、信条により差別されることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないとともに、憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第４項について

第４項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・ 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・ 第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

また、このことは、適性評価においては、内心の告白を強制することがないことを制度的に担保するものであり、この点からも適性評価は憲法の保障する思想・良心及び信教の自由を侵害するものではないと考えられる。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としよう

とする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ　本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第８項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長が、第２項及び第３項の調査を実施するため、必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要があ

る場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、その職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6)　第６項について

第６項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められた

ことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7)　第７項について

第７項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者

を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。
・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8)　第８項について

第８項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６

条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第３号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第４号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号、第３号及び第４号については、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合において

これを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第２号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）、第５号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第６号（精神疾患に関すること）及び第７号（飲酒についての節度に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号、第３号及び第４号の調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　その固有の任務及び所掌事務を遂行する上でそれぞれ独立して特別秘密を取り扱うことがある点において、都道府県警察と行政機関は同様であるため、本法が行政機関ごとに特別秘密の保護を行わせることとしている考え方を都道府県警察に当てはめることにも合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置への準用）

1　趣旨

本条は、確認措置に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第１項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第６条第２項第３号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

第15条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価に係る告知及び同意の取得並びに質問に関する手続的・技術的な事項

といったものが考えられる。

第16条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

(ｱ) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任

務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ) また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア　主体

(ｱ) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であ

るため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

(ｳ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア 主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第17条（特別秘密の取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②に該当する取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第１項第１号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第２項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特別秘密の取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「次に掲げる行為により特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第２号ロ）ではなく「財物の窃取」（同号イ）により取得したものと評価することになる。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第１号）

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　「特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの」（第２号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第１項第１号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㋐　望遠鏡等による覗き見
㋑　聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
㋒　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
㋓　暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㋐～㋓

のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㋐～㋓のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　「財物の窃取」（イ）

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

(ｲ)　「施設への侵入」（ロ）

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」（以下「法令用語辞典」という。）474頁参照。）。

(ｳ)　「施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（以下「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為」（ハ）

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい（法令用語辞典474頁参照。）、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(ｴ)　「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為」（ニ）

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であ

るが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る映像又は音声を視聴することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(オ)　「施設又は施設の区画された部分に係る壁、窓等の振動を分析することにより、当該施設又は当該部分の内部の音声に係る情報を取得する行為」(ホ)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で本号ニと共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「壁、窓等の振動を分析する」とは、機器を用いることにより、壁、窓等の振動から房室等の内部の音声を復元することをいう。使用される機器としては、例えば、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられる。

(カ)　「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(ヘ)

a　「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第２条第１項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第２条第２項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特

別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b　「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(ｷ)　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」（ト）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特別秘密の取得行為の未遂罪（第２項）

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条）、電波法違反の罪（同法第109条の２）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の２第１項第１号）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑で

ある５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法第49条の２第４項にも置かれている。

第18条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下単に「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第19条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第20条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第16条の罪の国外犯（第１項）

第16条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第17条及び第18条の罪の国外犯（第２項）

第17条及び第18条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

1　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

2　内容

(1)　「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第16条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の行為については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、当該行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5)　別表第１号ホについて

ア　「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号へについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第２号ニについて

ア 「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

1　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

2　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報が口号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

【防衛省】法制に係る質問です

[redacted]
送信日時: 2012年6月25日 9:16
宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)
CC: 内調職員253(内閣情報調査室)
添付ファイル: 【防衛省】新法案に対する質問について(240625).docx (16 KB)

[redacted]様
(CC:[redacted]補佐様)
お疲れ様です。
添付のとおり、法制に係る質問を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

****
防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班
[redacted]
代表) 03-3268-3111
内線)[redacted]

平成２４年６月２５日
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室　御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」について

標記について、平成２４年６月２５日に内閣法制局に持ち込まれた新法の第１７条第１項第２号について、以下のとおり、質問する。

１　将来、技術の進歩により、新しい窃取技術が出てきた場合、どのような対応をすることをお考えか。

２　「特別秘密の管理を害する行為」を具体的に規定することによって、政府として、どの窃取技術が有効と考えているかが分かってしまい、結果として、「特別秘密の管理を害する行為」を助長してしまうおそれはないか。

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:24
宛先: [redacted]
添付ファイル: 外務省.zip (334 KB)

外務省　大臣官房総務課 [redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:24
宛先: [redacted]
添付ファイル: 防衛省.zip (334 KB)

防衛省　防衛政策局調査課 [redacted]様、[redacted]様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:24
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (334 KB)

経済産業省　経済産業政策局知的財産政策室　根橋　様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:24
宛先: 髙岩 直樹（副長官補本室）; 岩浅 太一（副長官補本室）
添付ファイル: 内政.zip (334 KB)

内閣官房副長官室（内政） 髙岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:23
宛先: [redacted]
添付ファイル: 経産省.zip (334 KB)

経済産業省　大臣官房情報システム厚生課　林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:23
宛先: 八幡 浩紀（官邸・副長官補室）
添付ファイル: 外政.zip (334 KB)

内閣副長官補室（外政） 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:23
宛先: 丸山 洋平（安危本室）
添付ファイル: 安危.zip (334 KB)

内閣副長官補室（安危） 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線 [redacted]）
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:22
宛先: [redacted]
添付ファイル: 警察庁.zip (334 KB)

警察庁　警備局警備企画課　藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回　：　9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回　：　10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回　：　11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回　：　11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回　：　11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回　：　11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回　：　11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回　：　12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料　：　12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回　：　12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回　：　12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回　：　12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料　：　12月16日に資料持込み
第12回　：　12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回　：　12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回　：　1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回　：　2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回　：　2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回　：　2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回　：　2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回　：　3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回　：　3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回　：　3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回　：　3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回　：　4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回　：　4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回　：　4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回　：　4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回　：　5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回　：　5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回　：　5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回　：　5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回　：　6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回　：　6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回　：　6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回　：　6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:22
宛先: [redacted]
添付ファイル: 法務省.zip (334 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]
E-Mail：[redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:22
宛先: [redacted]
添付ファイル: 公安庁.zip (334 KB)

公安調査庁　総務部総務課審理室 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail [redacted]

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み（第35回）について

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:21

宛先: [redacted]

添付ファイル: 三段表.jtd (321 KB) ; 持込資料リスト.jtd (25 KB) ; 条文案.jtd (69 KB) ; 逐条解説案.jtd (316 KB) ; 読替表（法律案）.jtd (184 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第35回）を7月2日（月）に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 ： 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 ： 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 ： 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 ： 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 ： 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 ： 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 ： 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 ： 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 ： 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 ： 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 ： 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 ： 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 ： 12月16日に資料持込み
第12回 ： 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 ： 12月27日に資料持込み、（これまでのところ審査なし）
第14回 ： 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 ： 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 ： 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 ： 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 ： 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 ： 3月5日に資料持込み（これまでのところ審査なし）
第20回 ： 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 ： 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 ： 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 ： 4月2日に資料持ち込み、4月5日に審査
第24回 ： 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 ： 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 ： 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 ： 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 ： 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 ： 5月21日に資料持込み、5月22日に審査
第30回 ： 5月28日に資料持込み、同日に審査
第31回 ： 6月4日に資料持込み、同日に審査
第32回 ： 6月11日に資料持込み、同日に審査
第33回 ： 6月18日に資料持込み、同日に審査
第34回 ： 6月25日に資料持込み、6月26日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。（これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線：[redacted]
E-Mail：[redacted]

引き続き（論点集案）

内調職員061（内閣情報調査室）

送信日時: 2012年6月29日 16:21

宛先: [redacted]

添付ファイル: (5頁)【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要.xls (28 KB) ; (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃の事例.jtd (53 KB) ; (7頁)【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別120~1.jtd (50 KB) ; (11頁)【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧.xls (25 KB) ; (21～24頁)現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧.xls (51 KB) ; (25頁)諸外国の秘密保全制度における適性評価手続.jtd (301 KB) ; (27頁)諸外国の秘密保全制度における主な罰則.jtd (77 KB) ; 論点集案.jtd (145 KB)

海上保安庁　総務部政務課　坂本様

引き続きまして「論点集（案）」を添付しておりますので、よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
内閣官房　内閣情報調査室
[redacted]
〒100－8968
東京都千代田区永田町1－6－1
TEL：03－5253－2111（内線[redacted]）
E-Mail[redacted]
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

秘密保全法制　法制局持込み資料

平成２４年７月２日

○　条文案
○　読替表（法律案）
○　三段表
○　逐条解説案
○　論点集案

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別秘密の指定等（第三条・第四条）
第三章　特別秘密の取扱い（第五条・第六条）
第四章　適性評価等（第七条―第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
第六章　罰則（第十六条―第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中

で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム等緊急事態」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に

定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところ

により、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところに

より、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日

から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員につ

いて確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該

業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該契約業者の役職員等　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

三　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
四　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
五　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
六　信用状態その他の経済的な状況に関する事項
七　精神疾患に関する事項
八　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これ

らの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と

、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの

イ　財物の窃取

ロ　施設への侵入

ハ　施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（イ及びトにおいて「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

ホ　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

ヘ　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供

する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第百二十二条を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ず

つ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条関係）

一　防衛に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト　防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

リ　武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二　外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ　我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ　外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ　ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ　外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三　公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ　公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ　公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（特別秘密の取扱者等） 第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がそ	（特別秘密の取扱者等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。 4　（略） **【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （特別秘密の取扱者等） 第六条　都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。 一　当該都道府県警察の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。 二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該都道府県警察の職員　当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がそ

の者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　（略）

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　（略）

3・4　（略）

の者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該警察本部長が特別秘密を取り扱う場合

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であって、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項	**（都道府県警察の職員に係る適性評価）** 第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該警察本部長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。 一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　信用状態その他の経済的な状況に関する事項
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
五　信用状態その他の経済的な状況に関する事項
六　精神疾患に関する事項
七　飲酒についての節度に関する事項

3　警察本部長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
一　警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
二　警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨
三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十条関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
（行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する	（契約業者の役職員等に係る適性評価） 第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （行政機関の職員に係る適性評価） 第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。 一　契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者 二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの 三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの 2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

ものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置を実施した場合の取得する個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）	**確認措置**（読替え後）
（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価に	（確認措置を実施した場合への準用） 第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。 **【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】** （適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） 第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 （不利益取扱いの禁止） 第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　（略）

同意をしなかったこと又は同号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

○三段表

法律（案）	政令（素案）	自衛隊法施行令
第一章　総則 （目的） 第一条　この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し必要な事項を定めることによりその漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。	政令第　　号 　特別秘密の保護に関する法律施行令 　内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第五号、第三条第一項並びに第二項第一号及び第二号、第四条第二項及び第三項、第五条第一項及び第三項、第六条第二項第二号ホ、第七条第三項、第十四条、第十五条並びに附則第五条の規定に基づき、この政令を制定する。	

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち[redacted]国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国の安全保障

二　国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外

（定義）

第一条　この政令において「行政機関」、「行政機関の長」、「指定」、「特定行政機関」、「警察本部長」、「契約業者」、「確認措置」、「役職員等」、「適性評価」、「評価対象者」又は「行政機関等の職員」とは、それぞれ特別秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項、第三条第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第五条第三項、第六条第二項第三号若しくは第四項、第七条第二項若しくは第五項又は第十二条第一項に規定する行政機関、行政機関の長、指定、特定行政機関、警察本部長、契約業者、確認措置、役職員等、適性評価、評価対象者又は行政機関等の職員をいう。

（法第二条第一項第五号の政令で定める機関）

第二条　法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第三号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

3　この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一　政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二　外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ　国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ　大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

4　この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一　テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二　特定有害活動の抑止

第二章　特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

（法第三条第一項の政令で定める者）

第三条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一　別表第一号に該当する事項　その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二　別表第二号に該当する事項　その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三　別表第三号に該当する事項　その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2　前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一　政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二　前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、次に掲げる者とする。

一　最高検察庁にあっては、検事総長

二　高等検察庁にあっては、その庁の検事長

三　地方検察庁にあっては、その庁の検事正

四　区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

第三条　法第三条第一項の政令で定める者は、

（標記の方法）

第四条　法第三条第二項第一号の標記は、別表に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記

（標記の方法）

第百十三条の二　法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は

、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第五条　法第三条第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（特別秘密管理者）

第六条　行政機関の長又は警察本部長は、その職員のうちから、当該行政機関又は都道府県警察における特別秘密の取扱いを管理する者（以下「特別秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（特別秘密の指定に伴う措置）

第七条　行政機関の長は、指定をしたときは、当該指定に関する記録を作成するとともに、当該指定をした事項及びその有効期間を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

（特別秘密の表示）

第八条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条の規定の例により、特別秘密の表示を付す措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第百十三条の三　法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（防衛秘密管理者）

第百十三条の六　防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

（防衛秘密の指定に伴う措置）

第百十三条の七　防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

（防衛秘密の表示）

第百十三条の八　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、**この限りでない。**

3　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項（次項及び次条第四項において「共有事項」という。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4　行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

（特別秘密の周知）

第九条　特別秘密管理者は、指定がされたときは、当該指定をされた事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第十条　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲は、特別秘密管理者が定める。

（指定の調整等）

第十一条　法第三条第三項の規定による協議は、指定をしようとする事項が同条第一項に規定する要件を満たすか否か及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　指定の有効期間

二　特定行政機関の長が自ら指定をすべき旨を申し出た場合には、指定をすべき行政機関の長

三　指定の時期

四　指定をしようとする事項の保護上必要な措置に関すること。

第十二条　行政機関の長は、法第三条第四項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、特定行政機関の長が法第三条第四項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関」とあるのは「特定行政機関」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第四項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知

（防衛秘密の周知）

第百十三条の九　防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十　防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

5　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る事項（以下この項において「警察共有事項」という。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条　警察庁長官は、法第三条第五項の規定による通知をするときは、併せて当該指定の有効期間を通知しなければならない。

2　第七条の規定は、警察本部長が法第三条第五項の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、「指定をしたとき」とあるのは「法第三条第五項の規定による通知を受けたとき」と、「指定に関する」とあるのは「通知に関する」と、「指定をした事項」とあるのは「指定をされた事項」と、「当該行政機関」とあるのは「当該都道府県警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

（指定の有効期間の延長の方法）

第十四条　法第四条第二項の規定による指定の有効期間の延長は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間を書面により通知することにより行うものとする。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第十五条　行政機関の長は、指定をした事項

に係る有効期間が満了したときは、その旨を当該事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

2　特別秘密管理者は、指定の有効期間が満了したときは、直ちに、当該指定の有効期間が満了した事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定の有効期間が満了した旨を周知させなければならない。

（指定の有効期間の延長の調整等）

第十六条　行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「共有秘密」という。）について指定の有効期間が満了するときは、あらかじめ、当該指定をした事項が法第三条第一項に規定する要件を満たすか否かについて、当該他の行政機関（以下「共有行政機関」という。）の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定の有効期間を延長したときは、直ちにその旨及び延長後の有効期間を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、都道府県警察との共有に係る特別秘密（以下この条及び第十九条において「警察共有秘密」という。）について指定の有効期間を延長したときはその旨及び延長後の有効期間を、他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときはその旨を、それぞれ直ちに当該都道府県警察の警察本部長に通

3　行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

第十七条　行政機関の長は、共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

2　警察庁長官は、警察共有秘密に係る指定の有効期間が満了したときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警察本部長に通知しなければならない。

3　共有行政機関の長は、第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

4　警察本部長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（指定の解除の方法等）

第十八条　法第四条第三項の規定による指定の解除は、当該指定をした事項に係る当該行政機関の特別秘密管理者に当該指定を解除する旨を書面により通知することにより行うものとする。

2　**特別秘密管理者は、指定が解除されたと**

（防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置）

第百十三条の十二　防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2　前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、

きは、直ちに、当該指定を解除された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第四条の標記及び第八条の表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いに従事する職員及び契約業者に当該指定が解除された旨を周知させなければならない。

（指定の解除の調整等）

第十九条　行政機関の長は、共有秘密について指定を解除しようとするときは、あらかじめ、共有行政機関の長の意見を聴かなければならない。

2　行政機関の長は、前項の規定により意見を聴いた上で当該共有秘密について指定を解除したときは、直ちにその旨を共有行政機関の長に通知しなければならない。

3　警察庁長官は、警察共有秘密について指定を解除したとき、又は他の行政機関の長から警察共有秘密に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該警察本部長に通知しなければならない。

4　共有行政機関の長は、第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該共有秘密に係る当該共有行政機関の特別秘密管理者に通報するものとする。

5　警察本部長は、第三項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該警察共有秘密に係る当該都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

（法第四条第四項の通知を受けた場合の措

4　行政機関の長は、他の行政機関の長が指

直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章　特別秘密の取扱い

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条　行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

置）

第二十条　法第四条第四項の規定による通知を受けた行政機関の長は、当該通知に係る事項がなお法第三条第一項に規定する要件を満たすと思料するときは、その旨を当該通知をした行政機関の長に通知しなければならない。

（他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務）

第二十一条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

一　特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲の指定に関すること。

二　当該他の行政機関以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

三　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の四　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。

二　防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

四　防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手続に関すること。

五　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六　当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

2　警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

四　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における特別秘密の取扱いの業務）

第二十二条　契約業者は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　特別秘密の保護上必要な措置に関し役職員等が遵守すべき規則を定めていること。

二　特別秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等に特別秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他特別秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特別秘密の取扱いの業務に従事する役職員等の範囲の指定に関すること。

二　特別秘密に係る文書、図画又は物件の

八　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五　防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一　防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二　防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

四　防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2　契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二　防衛秘密に係る文書、図画又は物件の

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　特別秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。次条及び第三十三条において同じ。）の手続に関すること。

四　特別秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること

五　当該契約業者以外の者への特別秘密の提供の制限に関すること。

六　特別秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第二十三条　行政機関の長は、他の行政機関の職員のうち法別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者又は契約業者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせるときは、当該行政機関の特別秘密管理者に特別秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は特別秘密の伝達をさせるものとする。

2　前項の規定による交付又は伝達は、指定をされた事項を特定して行うものとする。

（他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合の措置）

第二十四条　行政機関の長又は警察本部長は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けたときは、当該提供に関する記録を作成するとともに、当該特別秘密及びその有効期間を当該特別秘密に係る当該行政機関又は都道府県警察の特別秘密管理者に通報するものとする。

作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。

三　防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四　防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五　当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六　防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置）

第百十三条の十一　防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2　前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

（特別秘密の取扱者等）

第六条　行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一　当該行政機関の職員であって、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの　当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員　当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項

2　第八条及び第九条の規定は、他の行政機関から特別秘密の提供を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定がされたとき」とあるのは「他の行政機関から特別秘密の提供を受けたとき」と、「指定をされた事項」とあるのは「特別秘密」と、第八条中「当該事項」とあるのは「当該特別秘密」と、「化体する物件（第四条の規定により標記が付されたものを除く。）に、同条」とあるのは「化体する物件（第四条又は第八条の規定により標記又は表示が付されたものを除く。）に、第四条」とそれぞれ読み替えるものとする。

の規定による通知をした場合を除く。）。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合

二　次に掲げる職を占める者が特別秘密を取り扱う場合

イ　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ　内閣官房副長官

ハ　副大臣

ニ　大臣政務官

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三　特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合

四　法令の規定により他の行政機関の職員（法第六条第二項第二号ホの政令で定める職）

第二十五条　法第六条第二項第二号ホの政令で定める職は、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員の職とする。

（確認措置に係る同意の取得の方法）

第二十六条　法第六条第二項第三号の同意の取得は、書面により行うものとする。

（確認措置に係る質問の方法）

第二十七条　法第六条第二項第三号の質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

（行政機関の職員に係る確認措置の実施に関する規定の準用）

第二十八条　前二条の規定は、法第六条第三項において準用する同条第二項第三号の規定による都道府県警察の職員に係る確認措置について準用する。

をもって充てることとされている当該行政機関の職員であって、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが特別秘密を取り扱う場合

3　第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

4　行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定める要件に該当するものが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一　当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。次号及び第十条において同じ。）であって、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの　当該行政機関の長が当

該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二　第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められた当該契約業者の役職員等　当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章　適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条　行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であって、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの

三　当該行政機関の長が第六項の規定により適性を有すると認めた旨の通知をした

日から五年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2　行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　特定有害活動との関係に関する事項

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四　薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

六　精神疾患に関する事項

七　飲酒についての節度に関する事項

3　行政機関の長は、前項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

（法第七条第三項の政令で定める事項）

第二十九条　法第七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　学歴及び職歴に関する事項

二　国外との関連を有する事情に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

三　評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、家族（評価対象者の父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（

4　行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一　行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二　行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、資料の提出を求め、及び照会して報告を求めることがある旨

三　第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5　行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、その職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7　前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円

配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

（適性評価に係る告知及び同意の取得の方法）

第三十条　法第七条第四項の規定による告知及び同意の取得は、書面により行うものとする。

（適性評価に係る質問の方法）

第三十一条　法第七条第五項の規定による評価対象者に対する質問は、質問票に記載させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うものとする。

滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8　第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条　行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であって、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二　前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2　行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条　前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第九条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第十条　第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条　行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性

（行政機関の職員に係る適性評価の実施等に関する規定の準用）

第三十二条　前三条の規定は、法第九条において準用する法第七条の規定による都道府県警察の職員に係る適性評価及び法第十条において準用する法第七条の規定による契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。

評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条　行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2　契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置を実施した場合への準用）

第十三条　第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置を実施した場合について準用する。この場合において、第十一条中「適性

評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかったこと又は同号の質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五章　雑則

（その他の保護措置）

第十四条　行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（特別秘密の取扱いの管理のための措置）

第三十三条　特別秘密管理者は、第八条及び第九条（これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十五条第二項、第十八条第二項並びに第二十三条に規定するもののほか、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第三十四条　この政令に規定するもののほか、特別秘密の保護上必要な措置に関する細目は、行政機関の長又は警察本部長が定め

（防衛秘密の取扱いの管理のための措置）

第百十三条の十三　防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

（委任規定）

第百十三条の十四　この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第十六条　特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2　前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

る。

第十七条　次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一　人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二　特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの

イ　財物の窃取

ロ　施設への侵入

ハ　施設又は設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察若しくは契約業者（二及びトにおいて「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為

ニ　映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為

ホ　施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為

ヘ　有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

ト　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供す

る行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条　第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2　第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条　第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十六条第一項、第二項若しくは第十七条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十条　第十六条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第十七条及び第十八条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して**一年を超えない範囲内において政令で定め**

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年　月　日）**から施行する。ただし、**

る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第六条の規定　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第百二十六条」を「第百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　自衛隊の権限

第九十六条の二を削り、第百二十三条を第百二十二条とし、第百二十四条から第百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項第二十五条から第二十八条までの規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（※）法律の施行期日を定める政令を別途定める必要あり。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節　防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第百二十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条　法の施行の日（次項及び附則第六条において「施行日」という。）の前日において付されている前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（次項において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の二の標記は、第四条の規定により付された標記

（参照条文）日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

附　則（平成十四年十月十七日政令第三百十一号）

（施行期日）

1　（略）

（経過措置）

の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

（罰則に関する経過措置）

とみなす。

2　施行日の前日において付されている旧自衛隊法施行令第百十三条の八の表示は、第八条の規定により表示が付されるまでの間は、同条の規定により付された表示とみなす。

第四条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項について、第七条の規定の例により、記録を作成するとともに、当該事項及びその有効期間を当該事項に係る防衛省の特別秘密管理者に通報するものとする。

第五条　防衛大臣は、法附則第三条の規定により特別秘密として指定したとみなされた事項が他の行政機関との共有に係るものである場合には、当該事項が特別秘密として指定したとみなされた旨を当該他の行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は法第三条第四項の規定による通知とみなす。

第六条　施行日の前日において法附則第二条の規定による改正前の自衛隊法第九十六条の二第三項の規定により防衛大臣が他の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に行わせている防衛秘密の取扱いの業務は、第二十一条の規定による協議が調うまでの間は、法第五条第一項の規定により防衛大臣が当該他の行政機関の職員のうち法別表第一号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に行わせている特別秘密の取扱いの業務とみなす。ただし、当該業務を行わせる必要がなくなった場合は、この限りでない。

2　この政令の施行前に第二条の規定による改正前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「旧令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更は、それぞれ第二条の規定による改正後の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定により行われた秘密区分の指定及び変更とみなす。

3　旧令第三条の規定による標記は、新令第三条の規定による標記がなされるまでの間は、新令第三条の規定による標記とみなす。

第四条　施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条　国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律等の一部改正）」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二条第一項第一号

（内閣法の一部改正）

第七条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第三条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

（内閣官房組織令の一部改正）

第七条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であって内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む

。）」を「次の事務」に改め、同項に次の各号を加える。

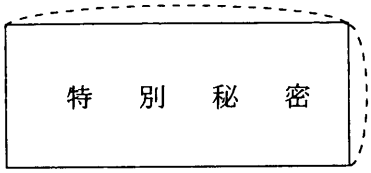
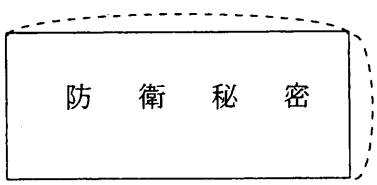
一　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　号）第三条第一項に規定する特別秘密（以下単に「特別秘密」という。）の保護に関するもの

二　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

三　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

四　前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するもの

五　内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

別表（第四条関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	（※） 政令第　　号 特別秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令 内閣は、特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。 特別秘密の保護に関する法律の施行期日は、平成二十五年　月　日とする。
別表第十一（第百十三条の二関係） 二・五センチメートル  備考 一　色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。 二　図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。	

12/06/29内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/06/29内調内検討済み

目次

第１章　総則
　第１条（目的） ---------- 01
　第２条（定義） ---------- 04

第２章　特別秘密の指定等
　第３条（特別秘密の指定） ---------- 10
　第４条（指定の有効期間及び解除） ---------- 16

第３章　特別秘密の取扱い
　第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合） ---------- 19
　第６条（特別秘密の取扱者等） ---------- 22

第４章　適性評価等
　第７条（行政機関の職員に係る適性評価） ---------- 27
　第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合） ------ 38
　第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価） ---------- 40
　第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価） ---------- 41
　第11条（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限） ---- 42
　第12条（不利益取扱いの禁止） ---------- 43
　第13条（確認措置への準用） ---------- 46

第５章　雑則
　第14条（その他の保護措置） ---------- 47
　第15条（政令への委任） ---------- 48

第６章　罰則
　第16条（特別秘密の漏えい罪） ---------- 49
　第17条（特別秘密の取得罪） ---------- 54
　第18条（共謀・教唆・煽動） ---------- 61
　第19条（自首減免） ---------- 64
　第20条（国外犯処罰） ---------- 65

附則
　第１条（施行期日） ---------- 66
　第２条（自衛隊法の一部改正） ---------- 67
　第３条（防衛秘密に関する経過措置） ---------- 68
　第４条（罰則に関する経過措置） ---------- 69

第５条（政令への委任） ---------- 70
第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） ---------- 71
第７条（内閣法の一部改正） ---------- 72

別表（第３条関係）
別表 ---------- 74
第１号（防衛に関する事項） ---------- 75
第２号（外交に関する事項） ---------- 84
第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項） ---------- 88

第１条（目的）

１　趣旨

(1)　本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。

(2)　本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第１条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第５条第１項第３号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法　逐条解説」I-28頁）。

２　内容

(1)　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になるとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」

本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として

・　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

・　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

の２点を掲げた上で、そのような状況の中で

・　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が

国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア　「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の維持に係る情報の果たすべき役割がより重要になる」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、我が国の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の維持に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ　「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年８月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の維持に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ　「政府が国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、我が国

の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の維持に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の果たすべき役割がより重要になるとともにその漏えいの危険性が増大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の維持に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第３条第１項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

(2)　「当該事項の保護に関し必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し必要な事項」のうち主要なものとしては、

- 特別秘密の指定（第３条）
- 特別秘密の取扱者に対する適性評価（第６条から第10条まで）
- 特別秘密の漏えい等に係る罰則（第16条から第20条まで）

が挙げられる。

(3)　「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記１(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第２条（定義）

１　趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

２　内容

(1)　「行政機関」（第１項）

ア　本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第２条第１項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第２条第１項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第２条第１項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象者の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第５条第３項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁から特別秘密の提供を受け（第５条第２項）、及び特別秘密の漏えい等事件の捜査を行うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記３法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ　各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年４月１日現在）。

(ｱ)　第１号

①　「法律の規定に基づき内閣におかれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略

本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁

② 「内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(ｲ) 第２号

① 内閣府

② 宮内庁

③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ｳ) 第３号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(ｴ) 第４号

① 警察庁

この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第３条第５項及び第５条第２項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。

② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(ｵ) 第５号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(ｶ) 第６号

会計検査院

(2) 「我が国の安全保障等」（第２項）

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し（別表第２号）、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第２号）ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ　「我が国の安全保障」（第１号）

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ　「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決」（第２号）

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法（平成11年法律第94号）第４条第２号及び法務省組織令（平成12年政令第248号）第62条第１項第４号の用例を踏まえ、「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）」と規定している。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第２号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(3)　「特定有害活動」（第３項）

ア　趣旨

本項は、次の２つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

①　特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること（第７条第２項第１号）

②　治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとし

て別表に掲げる必要があること（別表第３号ロ）

イ　「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」（第１号）

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の２第１項）を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国の安全を脅かすものである。

ウ　「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」（第２号）

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを類型的に各号列記するものである。

エ　「国及び国民の安全の維持のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」（第２号イ）

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の維持に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ　「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」（第２号ロ前段）

大量破壊兵器（核兵器、生物兵器及び化学兵器）及びその運搬手段としてのミサイル並びにその関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないよう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ　「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」（第２号ロ後段）

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器

関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害する恐れのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(4)　「テロリズム防止等」（第４項）

ア　趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）についての特段の秘匿の必要性を規定する（第３条第１項第３号）ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ　「テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。）による損害の発生又は拡大の防止」（第１号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第３号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第１項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第１項に規定する緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

(ｱ)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、

(ｲ)　多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、

(ｳ)　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、

(ｴ)　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ　「特定有害活動の抑止」（第２号）

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の１つとして規定するものであり、別表第３号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ　第１号と第２号の関係

第１号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第２号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第３条（特別秘密の指定）

１　趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

２　内容

(1)　特別秘密の要件（第１項）

ア　「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ｱ)　指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

①　別表各号該当性

②　非公知性

③　特段の秘匿の必要性

④　指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の２第１項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年５月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまい、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、類型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）４～５頁）。

(ｲ)　指定の主体

本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、会計検査院が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は我が国の安全の維持や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関」としては、検察庁を第５号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ　「当該行政機関についての…事項」

(ｱ)　特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、一重に内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説５頁）。

(ｲ)　そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ　「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第１号）、「別表第二号に該当する事項」（第２号）、「別表第三号に該当する事項」（第３号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第１条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護しようとするものであるところ、上記ア(ｱ)のとおり、特別秘密

として保護すべき対象を明確化するために、これら３分野に関する事項のうち類型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ　「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説６頁）。

オ　「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば類型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ｱ)　「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第１号）

別表第１号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第１項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説７頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(ｲ)　「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第２号）

別表第２号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等

に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(ｳ)　「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第３号）

別表第３号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2)　指定の方法（第２項）

ア　「標記を付すこと」（第１号）・「通知すること」（第２号）

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第２項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、１部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する（防秘解説12～13頁）。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

イ　「政令で定めるところにより」（第１号・第２号）

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3)　共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議（第３項）

ア　本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとするのでは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関（以下「共有行政機関」という。）に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得

る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ　「他の行政機関との共有に係る事項」（以下「共有事項」という。）が生じる場合としては、①ある行政機関が他の行政機関から情報の提供を受けた場合、②複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の機会に情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から同じ内容の情報の提供を受けた場合については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして同じ内容の情報の提供を受けた場合についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると解されるため、いずれも共有事項が生じる場合には当たらない。

ウ　ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4)　特定行政機関の長に対する指定の通知（第４項）

上記(3)の協議が整えば指定を行うこととなるところ、本項は、指定の効果が特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5)　警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知（第５項）

都道府県警察は、特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有すること

が想定されるところ、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は指定の主体ではなく、警察庁と都道府県警察との共有に係る事項については、当該都道府県警察における取扱状況を踏まえ、警察庁長官が指定を行い、又は指定を行おうとする他の行政機関の長からの協議に応じることになる。この場合における指定の効果が当該都道府県警察にも及ぶようにするため、本項は、警察庁長官に対し、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

第４条（指定の有効期間及び解除）

１　趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

２　内容

(1)　指定の有効期間（第１項）

ア　「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の３要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ　「当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内で」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内で必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね５年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から５年を超えない範囲内で」有効期間を定めるものとする。

(2)　指定の有効期間の延長（第２項）

ア　「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ　「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の標記又は通知を政令で規定することが想定される。

(3)　指定の解除（第３項）

ア　「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ　「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、指定の標記の抹消又は解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4)　指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第４項）

ア　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第３項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ　なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第５条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

１　趣旨

改正前自衛隊法第96条の２第３項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとじつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

２　内容

(1)　他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第１項）

ア　「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ　「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ　「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の２第３項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ　「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2)　都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第２項）

ア　「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第３号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第２項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ　「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ　「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第３号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3)　契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第３項）

ア　「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の２第３項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ　「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第６条（特別秘密の取扱者等）

１　趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる場合を定めている。

２　内容

(1)　第１項について

第１項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア　第７条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第１号）

イ　第８条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第２号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者に限ることとする。これは、

・　ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、１回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。

・　諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね５年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知をした日から３月を経過していない者に限ることとする。これは、

・　調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認めた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

・　調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに３月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、３月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第１号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2)　第２項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる場合がある。そこで、こうした例外的な場合を４つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長が特別秘密を取り扱う場合である（第１号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第３条第１項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者が特別秘密を取り扱う場合である（第２号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第７条第２項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたものが、当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を２月を超えない範囲内において取り扱う場合である（第３号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、２月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第１項及びこの項（第４号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものが当該行政機関において特別秘密を取り扱う場合である（第４号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えることができるところ、当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員であるときその他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第５条第２項の規定によ

り別表第３号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異ならないため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第１項及び第２項（第２号及び第４号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4)　第４項について

第４項は、行政機関の長が第５条第３項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）が特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異ならない。また、本法では、行政機関の長が、直接役職員等にではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

・　適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から５年を経過していないもの

・　適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から３月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

・　行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。

・　契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。

から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第７条（行政機関の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

２　内容

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

・　我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。

・　本法は第２条第１項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ　第１項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の３つを定めている。

(ｱ)　当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第１号）

第１号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱うべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(ｲ)　当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から４年６月を経過した者であって、当該通知の日から５年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第２号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には５年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から４年６月を経過した時点以降とするのは、第６条第１項第１号に掲げる要件に該当しなくなるまで６月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を５年を超える前に終了することができると考えられるためである。

(ｳ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から５年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第３号）

第３号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第２号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第２号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第３号に該当する者としては、例えば、

・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者

・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者

が考えられる。

ウ 第１項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第２項について

第２項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

・ 特定有害活動との関係に関すること。
・ 犯罪及び懲戒の経歴に関すること。
・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。
・ 薬物の濫用及び影響に関すること。
・ 信用状態その他の経済的な状況に関すること。

・　精神疾患に関すること。
・　飲酒についての節度に関すること。

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア　特定有害活動との関係に関する事項（第１号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動に自発的に与するような者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第２号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ　情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第３号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

・　適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
・　認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
・　秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ　薬物の濫用及び影響に関する事項（第４号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ　信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第５号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、何らかの不自然な金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ　精神疾患に関する事項（第６号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

キ　飲酒についての節度に関する事項（第７号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

(3)　第３項について

第３項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第２項に掲げる７つの事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、当該７つの調査事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、例えば「特定有害活動との関係に関する事項」に関して、以下のものが考えられる。

ア　学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ　国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、情報漏えいを企図する外国情報機関からその働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ　配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、

評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、法の下の平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことからも法の下の平等に違反しないとともに、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第４項について

第４項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

・ 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施する旨
・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
・ 第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、信用状態その他の経済状況や精神疾患に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。く

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項について調査を実施すること（第１号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む。）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、及び公務所又は公私の団体に照会して報告を求め

ることがあること（第２号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、若しくは公務所又は公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ　評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第２号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ　第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとすること（第３号）

第１項第３号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第８項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から５年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第１項第２号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第１項第３号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5)　第５項について

第５項は、行政機関の長が、第２項及び第３項の調査を実施するため、必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、評価対象者に対し資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らないこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、その職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報の保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の２つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6)　第６項について

第６項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」であるとして、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7)　第７項について

第７項は、評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみてみると、

・　ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。

・　特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたという結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認めた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価

対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることとはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

・　本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。

・　本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほかに、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8)　第８項について

第８項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から５年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば５年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第６条第１項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第１項第３号に該当するとして実施される際に対象者

がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができないこととなる。

第８条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

１　趣旨

本条は、第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

２　内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されるところである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとすることにも合理性があると考えられる。

(1)　第１項について

ア　第１項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第７条第１項第１号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第２項第１号（特定有害活動との関係に関すること。）、第２号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第３号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら３つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ　第１項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

・　調査が終了している第７条第２項第１号から第３号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第１号）。

・　適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第７条第２項第４号（薬物の濫用及び影響に関すること。）、第５号（信用状態その他の経済的な状況に関すること。）、第６号（精神疾患に関すること）及び第７号（飲酒についての節度に関すること。）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第２号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2)　第２項について

第２項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

・　評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかとの不安や疑念を生じさせることを避けられること。

・　適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要があり、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第７条第２項第１号から第３号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手続によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第９条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

１　趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

２　内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

・　その固有の任務及び所掌事務を遂行する上でそれぞれ独立して特別秘密を取り扱うことがある点において、都道府県警察と行政機関は同様であるため、本法が行政機関ごとに特別秘密の保護を行わせることとしている考え方を都道府県警察に当てはめることにも合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。

・　適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1　趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第７条及び第８条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第７条及び第８条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者としないのは、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1　趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2　内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第７条第２項各号に掲げる事項及び第３項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、経済的な状況や精神疾患といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、我が国の安全の維持にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合（同法第８条第１項）以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている（同法第８条第２項）が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第８条第２項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1　趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2　内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報を漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1)　第１項について

第１項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあっては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあっては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第７条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2)　第２項について

第２項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあっては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置を実施した場合への準用）

1　趣旨

本条は、確認措置を実施した場合に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第１項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2　内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえると、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第６条第２項第３号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置を実施した場合について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1　趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第３条、第４条及び第６条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2　内容

本法では、第３条第１項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第３条）、指定の有効期間及び解除（第４条）、特別秘密の取扱者（第６条）、適性評価（第７条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第３条第１項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

・　行政機関の長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
・　第３条第１項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
・　特別秘密を取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
・　特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

第15条（政令への委任）

1　趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であって本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2　内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項として検討の対象になり得るものとしては、

・　複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
・　複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
・　適性評価に係る告知及び同意の取得並びに質問に関する手続的・技術的な事項

といったものが考えられる。

第16条（特別秘密の漏えい罪）

1　趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2　内容

(1)　取扱業務者による故意の漏えい罪（第１項）

ア　主体

(ｱ)　業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第122条第１項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第６条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(ｲ)　取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

(ｳ) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することにあり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

この点、ＭＤＡ秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第１条第３項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象とな

る。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何らの認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第17条第１項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ　「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ　法定刑

(ｱ)　特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第３号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成５年法律第47号）第21条第１項第４号ないし第６号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を５年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保等に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

(ｲ)　また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ　他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第２項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第１項前段）として処断されることになる。

カ　義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定

を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい罪（第２項）

ア　主体

(ｱ)　業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、ＭＤＡ秘密保護法において、「(ｲ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ﾛ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ﾊ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ﾆ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ﾎ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(ｲ)　改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第１条参照）において、上記(ｱ)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

(ｳ)　本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上５年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれ

に倣うこととした。

(3)　取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第３項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4)　取扱業務者による過失漏えい罪（第４項）

ア　主体

第１項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ　「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、２年以下の禁錮とすることとした。

また、２年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、１年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5)　業務知得職員による過失漏えい罪（第５項）

ア　主体

第２項と同じく業務知得職員である。

イ　法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を２年以下の禁錮としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、１年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、１年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第17条（特別秘密の取得罪）

1　趣旨

(1)　業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記①に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②に該当する取得行為は、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものであり、これらに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第１項第１号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の２第２項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第１条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2　内容

(1)　特別秘密の取得罪（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「次に掲げる行為により特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第２号ロ）ではなく「財物の窃取」（同号イ）により取得したものと評価することになる。

ウ　「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第１号）

不正競争防止法第21条第１項第１号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ　「特別秘密の管理を害する行為であって、次に掲げるもの」（第２号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第１項第１号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

㋐　望遠鏡等による覗き見
㋑　聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
㋒　合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
㋓　暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㋐～㋓

のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえると、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㋐～㋓のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(ｱ)　「財物の窃取」（イ）

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

(ｲ)　「施設への侵入」（ロ）

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第１項第１号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである（逐条解説不競法179頁）。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう（「法令用語辞典＜第９次改訂版＞」（以下「法令用語辞典」という。）474頁参照。）。

(ｳ)　「施設若しくは設備を損壊し、又は特別秘密を保有する行政機関、都道府県警察又は契約業者（ニ及びトにおいて「保有者」という。）の同意なくその錠をはずす行為」（ハ）

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい（法令用語辞典474頁参照。）、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(ｴ)　「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設又は施設の区画された部分に設置する行為」（ニ）

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であ

るが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る映像又は音声を視聴することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

(オ)　「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、分析することにより、これらの内部の音声に係る情報を取得する行為」(ホ)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で本号ニと共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知し、分析する」とは、房室等の壁、窓等の振動を機器を用いて当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元することをいう。使用される機器としては、例えば、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられる。

(カ)　「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(ヘ)

a　「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第２条第１項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第２条第２項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行

うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b　「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第１号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

(キ)　「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」（ト）

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるよう、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、不正競争防止法第21条第１項第１号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の罪の実行行為

である不正アクセス行為に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。

「正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の保有者の電子計算機による管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのＩＤパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ　法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪（ＭＤＡ秘密保護法第３条第１項第１号）及び営業秘密の取得罪（不正競争防止法第21条第１項第１号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが類型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2)　特別秘密の取得行為の未遂罪（第２項）

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業務者が逃亡した場合などが想定される。

(3)　他罪との関係（第３項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第１項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第１項）、強盗罪（同第236条第１項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第９条）、電波法違反の罪（同法第109条の２）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第３条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の２第２項）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘

密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減軽類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である５年以上の有期懲役により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第７項及び割賦販売法第49条の２第４項にも置かれている。

第18条（共謀・教唆・煽動）

1　趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2　内容

(1)　取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第１項）

ア　主体

主体に限定はない。

イ　「共謀」

改正前自衛隊法第122条第４項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、２人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第４巻」（以下「大コンメ第４巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第４巻37頁）。

ウ　「教唆」

改正前自衛隊法第122条第４項の「教唆」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る慫慂行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第３巻」（以下「大コンメ第３巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第３巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合（刑法第54条第１項前段）として処断される（自衛隊法改正資料)。

なお、ＭＤＡ秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（以下単に「刑事特別法」という。）においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している（ＭＤＡ秘密保護法第５条第４項、刑事特別法第７条第３項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって（刑法第８条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む８法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ　「煽動」

改正前自衛隊法第122条第４項の「煽動」及びＭＤＡ秘密保護法第５条第３項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう（大コンメ第３巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する（大コンメ第３巻641頁)。

オ　法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、５年以下の懲役とすることとした。

(2)　業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動（第２項）

12/06/29内調内検討済み

主体及び行為は第１項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を５年以下の懲役としたことを踏まえ、ＭＤＡ秘密保護法におけるバランスを参考にして、３年以下の懲役とすることとした。

第19条（自首減免）

1　趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第１項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第５項と同趣旨の規定である。

2　内容

(1)　対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第16条第３項）、取得行為の未遂罪（第17条第２項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第18条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第18条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2)　「自首」

刑法第42条第１項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第20条（国外犯処罰）

1　趣旨

(1)　特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのもやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、我が国の安全の維持にとって重要な秘密であり、その漏えいが我が国及び国民の安全その他の利益を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

(2)　なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第６項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2　内容

(1)　第16条の罪の国外犯（第１項）

第16条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第２条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

(2)　第17条及び第18条の罪の国外犯（第２項）

第17条及び第18条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第２条の例に従う」と規定することとした。

附則第１条（施行期日）

１　趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

２　内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して１年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第６条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第６条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第６条については、現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案により人事院が廃止される時期を考慮して、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布の日又は本法の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしている。

附則第２条（自衛隊法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

２　内容

(1)　防衛秘密に関する規定の削除（第96条の２、第122条及び別表第４の削除）

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の２、第122条及び別表第４を削除するものである。

(2)　その他の規定の整備（目次、第７章の章名等の改正）

防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第７章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第３条（防衛秘密に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第３条第３項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の２第１項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して５年を超えない範囲内でその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第４条（罰則に関する経過措置）

１　趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

２　内容

(1)　「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

(2)　「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第16条第１項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第３条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第５条（政令への委任）

１　趣旨

本条は、前２条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

２　内容

(1)　本法の施行に関し必要な経過措置として、前２条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2)　本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

・　防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置

・　改正前自衛隊法第96条の２第３項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第６条（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

１　趣旨

本条は、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正するものである。

２　内容

現在国会に提出されている国家公務員法等の一部を改正する法律案が人事院を廃止することとしており、同法の施行に伴い、本法第２条第１項第１号の「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削除する必要が生じることから、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律について所要の改正を行うものである。

附則第７条（内閣法の一部改正）

１　趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第５号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

２　内容

(1)　本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア　特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ　特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ　適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ　必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第２項第２号から第５号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

(2)　次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第２項第６号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

・　「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

・　「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3)　最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第３条第１項）を引用することとする。

別表

1　趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2　内容

(1)　本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の３分野に関する事項のうち類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。

(2)　なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。

ア　第１号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。

イ　第２号イについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。

ウ　第３号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第１号（防衛に関する事項）

１　趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第４に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

２　内容

(1)　別表第１号イについて

ア　「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」であり、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第４第１号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ　「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務が与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第８号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ　「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第１号ロについて

ア　「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（ＣＯＭＩＮＴ）、電子情報（ＥＬＩＮＴ）及び宇宙飛翔体情報（ＴＥＬＩＮＴ）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ　「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ　「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第１号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第１号ニについて

ア　「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ　「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により我が国の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ　「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ　「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5)　別表第１号ホについて

ア　「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来的な目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来的目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を実力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第４第５号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ　「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6)　別表第１号へについて

ア　「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内ＬＡＮといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ　「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7)　別表第１号トについて

ア　「防衛の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

ついては、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であって、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第４の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8)　別表第１号チについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ　「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ　「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9)　別表第１号リについて

ア　「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第１号ホの解説を参照。

イ　「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ　「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ　「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ　「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10)　別表第１号ヌについて

ア　「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舎又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ　「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ　「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ　「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第２号（外交に関する事項）

１　趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第２号イについて

ア　「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある

②　我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2)　別表第２号ロについて

ア　「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ　「外国の政府」

第２条第２項第２号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ　「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる

②　交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる

こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第２号ハについて

ア　「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第２号ニについて

ア　「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5)　別表第２号ホについて

ア　「外交の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第３号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

１　趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の維持のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

２　内容

(1)　別表第３号イについて

ア　「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りとの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報が口号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ　「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2)　別表第３号ロについて

ア　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ　「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3)　別表第３号ハについて

ア　「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法等をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行ってい

るのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ　「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

①　収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる

②　情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる

③　いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

・　情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる

・　情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4)　別表第３号ニについて

ア　「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じるこ

とが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ　「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ｱ)　内容

「ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(ｲ)　特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

12/06/29内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【論点集】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

12/06/29内調内検討済み

目次

1　論点

【論点１】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について ---------- 01

【論点２】立法府及び司法府を本法の対象としないことについて ---------- 08

【論点３】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について ---------- 12

【論点４】適性評価と法の下の平等との関係について ---------- 15

【論点５】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について ---------- 17

【論点６】漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について ---------- 19

2　参考資料

○　現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧 ---------- 21

○　諸外国の秘密保全制度における適性評価手続 ---------- 25

○　諸外国の秘密保全制度における主な罰則 ---------- 27

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について

1　我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1)　外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙１】主要な情報漏えい事件等の概要

(2)　インターネット上への情報漏えいの脅威

平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3)　標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- 攻撃対象の組織等が使用するＩＴシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後にその痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

近時、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑

みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4)　法制に関する検討・対策の必要性

国際情勢の多様化に伴い情報の果たすべき役割がより重要になり、情報を収集・整理・活用する前提としてその保全体制を確立する必要性が増す中で、上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策に既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからく講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

２　本法による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1)　上記１のような脅威に対しては、法制により秘密を厳重な管理下に置くとともに漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法（昭和22年法律第120号）等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法（昭和29年法律第165号）等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2)　そこで、本法により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は我が国の安全を維持することにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、我が国の安全の維持にとって重要な秘密を本法の対象とすることが考えられる。

この点まず、我が国の安全の維持のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の安全保障等に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった我が国の安全を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては我が国の安全の維持に影響を及ぼすことも考えられる。

(3)　以上により、本法においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3　本法による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳重な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用されているように、秘密を取り扱う個別具体の者について、一定の事項を調査し、当該者が秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者かどうかの観点から、秘密を取り扱う適性を有するかを判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年４月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施しているが、この制度では、

- 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの事業委託を受けて秘密情報を取り扱う民間事業者の役職員を対象としていないこと。
- 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象となった職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

等の課題がある。

したがって、本法においては、適性評価制度の実効性をより高めるために、当該制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4　本法による対応③－罰則の強化

(1)　現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により５年の懲役とされる以外、１年の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「ＭＤＡ秘密保護法」という。）上の特別防衛秘密及び不正競争防止法（平成５年法律第47号）上の営業秘密の各漏えい行為に係る罰則とのバランスに鑑み、法定刑の上限を10年の懲役まで引き上げることとする。

(2)　また、本法は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者であって、業務により防衛秘密を知得する者（以下、取扱業務者以外の業務者であって、業務により秘密を知得する者を「業務知得者」という。）による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、業務知得者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

(3)　さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

この点、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権との関係で懸念が生じることもないと考えられる。

したがって、本法においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

(4)　その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反（懲役10月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官３名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ ＭＤＡ秘密保護法違反（懲役２年６月猶予４年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙２】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年７月	・　国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのＩＤ及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 ・　衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・　防衛大臣（当時）を含む参議院議員７人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・　総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年８月	・　三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・　防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年９月	・　ＩＨＩ、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・　９月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター１台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	・　複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・　国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ＩＤとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙３】取扱業務者と業務知得者の区別

１　ＭＤＡ秘密保護法における区別

ＭＤＡ秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

２　自衛隊法における区別

(1)　自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の２第３項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

(2)　他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員[*1]については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

*1 [redacted]

立法府及び司法府を本法の対象としないことについて

1　立法府を本法の対象としないことについて

(1)　立法府は、国政調査権（憲法第62条）の行使として、行政府に対して特別秘密の提供を求めることがあり得る。

しかしながら、内閣又は官公署は、各議院又は各議院の委員会から求められた報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすと認める場合には、内閣においてその旨の声明をして、これに応じないことができる（国会法（昭和22年法律第79号）第104条）ところ、特別秘密はその漏えいが我が国の安全に関わるものであるため、内閣等が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じることは相当程度限定されると考えられる*1。

(2)　また、憲法及び国会法には秘密会の規定があるが、国会議員はそもそも法律上、守秘義務を課せられていない（別紙参照）。これは、国会議員による活動の重要性に配慮し、国会議員による秘密の漏えいを禁止するという選択肢をあえて選択していないものと考えられる。

そうすると、国会議員に対する本法の適用の是非を検討するためには、国会議員の活動の在り方も踏まえつつ、立法府における秘密会の在り方や秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する立法府の在り方の根幹に関わることから、一義的には立法府における議論に委ねることが適当と考えられる*2。

なお、国会職員については、各議院議長の監督の下で議院の事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が国会議員よりも少ないと考えられることを考慮すると、国会議員と併せて立法府における議論に委ねることが適当と考えられる。

---

*1　特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じるかどうかは、秘匿することによって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを比較衡量することにより決定されるべきであると解される（昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国家公務員法の守秘義務に係る秘密と国政調査権との関係について同様の説明がなされており、防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」46・54頁において、自衛隊法の防衛秘密の防衛省外への提供について同様の解釈がとられている。）。したがって、そのような比較衡量の結果、行政機関が特別秘密に係る報告又は記録の提出に応じた場合、その行為には正当な理由が認められ、「漏らした」（本法第15条第1項・第2項）に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*2　国会議員であっても、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣及び大臣政務官が、行政機関の長又は幹部として特別秘密を取り扱う場合には、行政府の職員として本法の対象となる。

2　司法府を本法の対象としないことについて

(1)ア　司法府についても、例えば、特別秘密に係る文書等について、民事訴訟における原告が文書提出命令の申立てを行い、又は刑事訴訟における被告人・弁護人が証拠開示に係る裁定を請求した場合、裁判所がその必要性を判断するために国・検察官に対して当該文書等の提示を命じることがあり得る（民事訴訟法（平成８年法律第109号）第223条第６項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第１項)。しかしながら、文書等の秘匿性が極めて高い場合、裁判所は、実務上、提示命令を出すことなく文書提出命令の申立てや裁定請求を却下することが通常と考えられる[*3]。

また、国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の公判手続においては、いわゆる外形立証により、秘密の内容そのものを裁判官や裁判所職員に対して明らかにしないまま実質秘性を立証する方法が実務上確立しているところ、特別秘密の漏えい等事件についても当該方法によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

したがって、実際に裁判官及び裁判所職員が特別秘密に触れる機会は相当程度限定されると考えられる[*4]。

イ　また、上記のような提示命令等の規定はあるが、裁判官には罰則を伴う守秘義務が設けられていない。これは、裁判官の高度の職業倫理や弾劾裁判等の制度による非違行為の抑制を踏まえ、裁判官による秘密の漏えいに対する刑事罰をあえて選択していないものと解される。

そうすると、裁判官に対する本法の適用の是非を検討するためには、裁判官の職業倫理の在り方も踏まえつつ、裁判官による秘密保全の在り方全般と特別秘密の管理の在り方との関係を整理する必要があると考えられる。しかし、このような検討は、行政府とは独立の地位を有する司法府の在り方に多大な影響を及ぼし得るため、一義的には司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

なお、裁判所職員については、裁判官の命に従い訴訟に関する事務を行う立場であることや、特別秘密に触れる機会が裁判官より少ないと考えられる

---

*3　裁判所から特別秘密に係る文書等の提示を命じられた場合、これを拒む余地はないため、提示には正当な理由が認められ、「漏らした」に当たらず、漏えい罪は成立しない。

*4　情報公開訴訟における裁判所によるインカメラ審理を導入するための「行政機関における情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところ、同審理の実施には当事者の同意が要件とされ、被告である行政機関側は、行政文書を裁判所に提出等することにより国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合には同意を拒むことができることとされている。

こと[*5]を考慮すると、裁判官と併せて司法制度全体に関する議論の機会に委ねることが適当と考えられる。

(2) なお、司法府に関連して、裁判の過程で証拠開示を受けるなどして特別秘密を知得する可能性がある弁護士に対する本法の適用の是非も論点となり得ると考えられる。

しかしながら、弁護士は司法府に属する者ではなく、司法府において行われる裁判手続によって特別秘密を知得することがあるに過ぎない。加えて、弁護士は裁判官よりも特別秘密を知得する機会が稀であると考えられることも考慮すると、司法府に対する本法の適用についての検討と併せて検討すべきと考えられる[*6]。

---

*5 提示命令に係る手続においては、裁判官が文書等の内容を確認すれば足りるため、裁判所職員が当該文書等に触れないような運用も可能と考えられる。

*6 弁護士については、刑法（明治44年法律第45号）で秘密漏示罪が規定されているが（刑法第134条第１項）、同罪は国の秘密には適用がないと解されている（通説）。他方、弁護人が、検察官から開示を受けた証拠の複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で人に交付等した場合には、刑事罰が科され得る（刑事訴訟法第281条の５第２項）。

【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>守秘義務</th><th>罰則</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">立法府</td><td>国会議員</td><td>×</td><td>—</td><td>憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国会職員</td><td>○</td><td>×</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条</td></tr>
<tr><td rowspan="5">司法府</td><td rowspan="2">裁判官</td><td>○</td><td>×</td><td rowspan="2">裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年４月９日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第４条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">裁判所職員</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）</td></tr>
</table>

適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。この調査の結果として判断される適性の有無によって特別秘密の取扱いの可否を分けるところ、本制度が、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」旨及び「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」旨を規定している憲法の規定に違反することとならないか、以下検証することとする。

2　思想・良心及び信教の自由との関係

(1)　思想・良心の自由

ア　趣旨

憲法第19条が保障する思想・良心とは、本人のものの考え方のうち、主義・信条・世界観といった個人の人格の核心を構成するものを指すと解されており[*7]、内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、思想・良心に係る外部的行為が他者の権利、利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、絶対的に保障されるわけではないと解されている[*8]。

イ　本制度との関係

(2)の信教の自由のうち「信仰の自由」は、思想・良心の自由の宗教的側面であるため、ここで併せて検討する。

思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害が問題とされるのは、具体的には以下の場合と解されている[*9]。

---

*7　教育委員会教育長の通達が、高等学校教員に対して職務、勤務、研修その他の事項に係る自己監察の結果を勤務評定書に記載すべきことを命じているのは、当該教員の思想・良心の自由等を侵害しているとの主張がなされた事件において、最高裁は、教職員に自己監察の結果の記入を命じても、「世界観、人生観、教育観等の表明を命じたものと解することはできない」から「内心的自由等に重大なかかわりを有するものと認めるべき合理的根拠はな」いと判示しており（最判昭和47年11月30日）、憲法第19条が保障する思想・良心を人格の核心部分に限定している（「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）160頁）。

*8　「憲法Ｉ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）310頁

*9　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」163頁から167頁まで、前掲「憲法Ｉ　第４版」301頁から305頁まで他

(ｱ)　内心に反する行為や内心の告白を強制させる場合

特定の思想・良心又は信仰を持たせ、あるいは持たせない目的で何らかの行為を強制することは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

また、思想・良心の自由及び信仰の自由は、内心を告白することを強制されないという沈黙の自由も含むものであるため、精神的・宗教的な意味を有する発言や行為を強制することも、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、特定の思想・良心又は信仰を持たせたり持たせなかったりする目的で何らかの行為を強制することはない。また、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていないため、内心を告白させることはない。

(ｲ)　内心を理由として不利益な取扱いをする場合

思想・良心又は信仰を内心に有していること又は有していないことそのものを理由として不利益を課すことは、思想・良心の自由又は信仰の自由の侵害となる。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある思想・良心又は信仰そのものを調査事項としていない。

これらのことから、適性評価制度は、思想・良心の自由及び信仰の自由を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

(2)　信教の自由（信仰の自由を除く。）

ア　趣旨

憲法第20条が保障する信教の自由の内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由であると解されている*10。

まず、信仰の自由は、思想・良心の自由の宗教的側面である*11。

次に、宗教的行為の自由とは、礼拝、祈祷その他の宗教上の行為、祝典、儀式若しくは行事を行い、若しくは参加し、又はこのような行為をしない自由をいうと解されており*12、何人もこのような行為を強制されないとされている（憲法第20条第２項）。

最後に、宗教的結社の自由とは、宗教を同じくする者が結社を結成する自由と解されている*13。

イ　本制度との関係

(ｱ)　宗教的行為の自由

---

*10　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」169頁
*11　前掲「憲法Ⅰ　第４版」310頁
*12　前掲「憲法Ⅰ　第４版」309頁
*13　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」172頁

適性評価制度においては、特定の宗教上の行為や行事に係る作為や不作為を強制していない。

(イ) 宗教的結社の自由

適性評価制度においては、宗教的結社の結成やそれへの加入・脱退を禁止していない。

これらのことから、適性評価制度は信教の自由（信仰の自由については前述）を侵害するものではなく、憲法に違反しないと考えられる。

適性評価と法の下の平等との関係について

1　趣旨

適性評価制度においては、行政機関の長又は警察本部長が、その職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれる個別具体の者について、当該者が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかの観点から適性を評価するため、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項及び当該事項の調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項について調査を実施する。これらの事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるため、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」こと（法の下の平等）を要請する憲法に違反するのではないか、といった指摘が有り得るところ、これを検証することとする。

2　憲法第14条第１項に挙げられている事項について

(1)　社会的身分について

社会的身分については、人が社会において継続的に占める地位として広く解する立場と、出生によって決定されるなど自己の意思をもってしては離れることのできない固定した地位として狭く解する立場がある[*14]。

ここで、最も広く解した場合、適性評価制度において調査する事項の中では、職業や国籍（帰化の経歴を含む。）といった項目が社会的身分に含まれると考えられるが、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することとしていることから社会的身分により特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、法の下の平等に違反しないと考えられる。

(2)　信条について

信条とは、宗教上の信仰のほか、単なる政治的意見・政治的所属関係も含め、個人の基本的なものの見方・考え方を意味すると解されており[*15]、内心の領域にとどまる限り絶対的な自由が憲法上保障されている[*16]。

この点、適性評価制度においては、内心の領域にある信条そのものを調査事項とはしていないことから、これにより特別秘密の取扱いの可否を分けることはなく、この点からも法の下の平等に違反しないと考えられる。

---

*14　「憲法Ⅰ　第４版」（野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利・有斐閣）288頁
*15　前掲「立憲主義と日本国憲法　第２版」147、148頁
*16　前掲「立憲主義と日本国憲法」160頁

(3)　人種、性別及び門地について

人種とは、皮膚、毛髪、目等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類であり、その違いによって秘密を漏らす可能性の程度は異ならない。この点は、性別についても同様である。

また、門地とは、家系・血統等の家柄を指し、かつて明治憲法下で存在した華族・士族・平民等がこれに該当するが、このような制度は現在では存在しないほか、華族制度の復活は憲法第14条第２項により認められていない。

したがって、適性評価制度においては、これらの事項を理由として特別秘密の取扱いの可否を分ける余地はないと考えられる。

３　２に挙げた事項以外の事項について

憲法第14条第１項に挙げられている事項は例示であり、法の下の平等の原則はそれ以外の事項に基づく差別も禁止していると解されているが[*17]、およそ、我が国の安全の維持にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する見地から、必要と考えられる事項について調査し、特別秘密の漏えいのおそれに結び付き又はこれを示唆する具体的な行動その他の状況が認められる場合に特別秘密の取扱者から除外することは、特別秘密の取扱者たるべき者について社会通念上妥当な限界を定めるものであり[*18]、憲法の要請する法の下の平等に違反しないといえる。

---

*17「立憲主義と日本国憲法　第２版」（高橋和之・有斐閣）146、147頁

*18　憲法第14条第１項の法の下の平等は、法の適用における平等のみならず、内容における平等をも要請している。そして、内容については絶対的な平等を保障する趣旨ではなく、趣旨・目的に照らし合理的な理由がある限りは差別を行ってもこの原則に違反しないと解されている。

この点、最高裁は、過員を整理するために行われた町職員の待命処分に当たり、高齢者であることを基準としたことが憲法第14条に違反するかどうかが争われた事件において、法の下の平等について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」との解釈を示している（最大判昭和39年５月27日）。

刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について

1　問題の所在

本法においては、特別秘密の漏えい行為などに対する罰則規定を設けているところ、当該漏えい等事件の刑事裁判手続において、漏えい等の対象となった特別秘密の内容そのものを明らかにしないまま、いかにして実質秘性を立証するのか。また、実質秘性を立証するために新たな制度を設ける必要があるのか。

2　検討

(1)　外形立証

これまでの国家公務員法違反等の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法が採られている。外形立証とは、①秘密の指定基準（指定権者、指定される秘密の範囲、指定及び解除の手続）が定められていること、②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されていること、③当該秘密の種類、性質、秘扱いをする由縁等を立証することにより、当該秘密が実質秘であることを推認する方法をいい、判例上も「秘密扱いに指定、表示された必要性、相当性および秘密扱いの実情などを調査検討して、なお、それが実体的真実発見の場である公判廷に顕出できない相当の理由があると認められるときは、（中略）それが刑罰による保護に値する実体を備えるものと認定することも許されるものというべきである。」（東京高裁昭和44年３月18日判決）として許容されている。

このような外形立証は、秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を支障なく立証する方法として実務上確立しているところ、本法における特別秘密は、別表事項該当性などの厳格な要件により実質秘性が類型的に担保された上で指定という要式行為が行われ、かつ、適切な指定を担保するために指定権者、解除及び有効期間などが定められており、外形立証によりその実質秘性を十分に立証し得るものと考えられる。

(2)　新たな制度を設けることについて

今般、不正競争防止法の一部を改正する法律により、営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例として秘匿決定制度が定められたところである。すなわち、裁判所は、被害者等の申し出に応じ、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、その場合、営業秘密を特定する事項を他の呼称に置き換えたり、当該事項にわたる尋問や陳述を制限したり、公判期日外の証人尋問や被告人質問を行ったりすることができる。

この点、本法における特別秘密の漏えい等事件は、営業秘密のそれとは異なり、憲法第82条第２項ただし書の「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となってゐる事件」（以下「絶対的公開事件」という。）に該当する余地があり、秘匿決定制度のような制度を採用する

ことは対審の一部を非公開とするものとして憲法に抵触するおそれがあると考えられる。他方、特別秘密の漏えい等事件が絶対的公開事件に該当しないとされる場合には、同条項本文による公開停止によって対応可能な場合も考えられ、上記(1)のとおり外形立証が十分有効に機能し得ることも鑑みると、秘匿決定制度を採用する必要性は必ずしも高くないと考えられる。

以上より、本法においては秘匿決定制度のような新たな制度を設けることとしなかったものである。

漏えいの教唆及び取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について

1　問題の所在

国民の知る権利は、健全な民主主義の根幹を支える極めて重要な権利であるが、いかなる権利も絶対無制限なものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受けるところ、本法の特別秘密はその漏えいが国の安全に関わる重要な情報であり、このような情報を厳格に保全することは、国及び国民の利益の確保のためにやむを得ず、国民の知る権利の重要性を前提としてもなお合理性が認められる。

他方、最高裁は、国民の知る権利に奉仕するものとして報道の自由が憲法により保障されるとした上で、報道機関の報道が正しい内容を持つための取材の自由についても、憲法の趣旨に照らし十分尊重に値する旨判示しているところ[*19]、本法で故意の漏えいの教唆及び取得行為を処罰対象とすることは報道機関の取材の自由を不当に制限することにならないかが問題となる。

2　検討

(1)　漏えいの教唆と取材の自由の関係について、最高裁は、取材の手段・方法が刑罰法令に触れる場合や社会観念上是認できない態様のものである場合には刑罰の対象となる旨判示しており[*20]、このような手段・方法による取材行為が取材の自由を前提としてもなお保護されないことが判例上確立している。

この判例は国家公務員法上の秘密漏えいのそそのかし罪に関するものであるところ、同罪と本法における漏えいの教唆罪とでは処罰範囲などにおいて異なるところはなく、本法で漏えいの教唆を処罰の対象としても取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

---

*19　いわゆる博多駅事件では、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがつて、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない」と判示されている（最大決昭44年11月26日）。

*20　いわゆる外務省機密漏洩事件では、「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者個人としての人格の尊厳を著しく蹂躙する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない」と判示されている（最決昭53年５月31日）。

(2)　また、本法における特別秘密の取得罪は、

①　窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

②　欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、当該行為自体が現行法上の犯罪に該当するか、該当しないまでも社会通念上是認できない行為である場合に限って処罰の対象とするものであり、上記の最高裁判例上刑罰の対象となる行為を処罰対象とするに止まり、取材の自由の下で保護されるべき取材行為を処罰対象とするものではない。

したがって、本法で取得行為を処罰の対象としても、取材の自由を不当に制限することにはならないと考えられる。

○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	（規定なし）

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員【守秘義務】:有【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員【守秘義務】:無【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)
国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者	秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	５年	７年（初回は５年）	10年（５年目に調査票を再提出）	最長５年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、旅券番号等） ・ 学歴、職歴、軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報をむ。)、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル（学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
故意の漏えい 目的等による加重類型	・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の漏えい 【３年以上14年以下の自由刑】	・ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※１）の外国勢力への漏えい 【１年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※２）では、無期又は５年以上の自由刑）】 ※１　「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※２　「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・国民の基本的利益（※３）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※３　「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・国防情報の漏えい ・米国・外国政府の暗号等の漏えい ・秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい ・公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信傍受に関する情報の漏えい ・漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【２年（略式手続の場合は６月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密の漏えい 【６月以上５年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、１年以上10年以下の自由刑）】 ・公務員による秘密の漏えい 【５年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【７年以下の自由刑及び罰金】 ・その他の者による国防上の秘密の漏えい 【５年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 ・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	・身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
取得 目的による加重類型	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 ・米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 ・国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4　国が所有する軍事関連施設等	・漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	・違法に取得された国防情報の取得又は受領 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密
下線部：公務員等の身分要件
下線部：取得の手段を特定しているもの